

國學院大學學術情報リポジトリ

刑法における因果関係に関する判例の見解について：
行為後の介在事情をめぐって

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 関, 哲夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001135

刑法における因果関係に関する判例の見解について

——行為後の介在事情をめぐって——

関 哲 夫

一 はじめに——課題設定——

1 本稿の課題

刑法では、結果犯において結果を行為者の行為に帰属してその罪責を問うには、実行行為と結果との間に因果関係が必要であるとされる。この因果関係について、学説では、事實的基盤としての条件関係（仮定的条件関係・合法的条件関係）の存在を前提に、それを刑法的評価により妥当な範囲に限定する法的因果関係の存在が必要であると考える見解が支配的である。そして、法的因果関係については、従来、相当因果関係説、そのうち特に折衷的相当因果関係説が有力であり、それに対抗するのが客觀的相当因果関係説という状況にあった。

しかし、近時、被告人の行為の後に、第三者の殴打行為が介在したと考えられる大阪南港事件に関する最高裁平成二年決定⁽¹⁾、及び、被害者・指導補助者の不適切な行動が介在した夜間潜水講習事件に関する最高裁平成四年決定⁽²⁾

を契機に、相当因果関係説の判断枠組みに疑問が提起されるようになった。たとえば、ある実務家は、大阪南港事件・最高裁判成二年決定の評釈の中で、「これまでの通説的な相当因果関係説においては、予見（予測）可能性が相当性判断の実質的基準になるとされているが、具体的影響力（寄与度）という観点からの検討が十分されておらず、右の影響力と予見可能性との関係について十分な説明がされてきたとはいえない⁽³⁾」し、他方、「実務においては例外なく、被害者の死因及びこれに被告人の暴行が及ぼした影響の有無・程度等を鑑定等によって究明しようとしている⁽⁴⁾」ことから明らかなように、相当性を決定づける要因は、「専ら第一暴行による影響力」にあり、「予見可能性が実質的な判断基準としての意義を有しているのかどうかは疑問である⁽⁵⁾」と論述して、予見可能性を軸に因果関係を判断する相当因果関係説の判断枠組みに対し疑問を提起したのである。

こうした「相当因果関係説の危機⁽⁶⁾」と称される状況について、その議論内容、議論の影響等の分析は別の機会に譲ることにして、本稿は、被告人の行為の後に介在事情が存在する類型について、判例の採用している判断構造・判断手法を分析することを主旨とするものである。それは、判例が因果関係の判断において行為の「具体的影響力・寄与度（因果力）」を判断軸にしていることが確かであるとしても、それだけで充分に機能するとは考えられず、判例が具体的にどのような諸事情を考慮して因果関係の判断をしているのかを分析する必要があると考えるからである。また、たとえば共謀共同正犯の問題がそうであるように、因果関係の判断において判例における実務的な考え方と学説における理論的な見解とが乖離しているとしたら、そのような「不幸な事態」は解消されるべきであって、そのためにも判例における因果関係の判断構造・判断手法を分析しておく必要があると考えるからである。

2 先行研究について

ただ、行為後の介在事情に関する判例の判断構造については、すでに先行研究によって、ある程度の分析が進んでいる。

たとえば、ある実務家は、介在事情に関する場合を類型化し、①第一暴行により死因が形成され、第二暴行はその死期を早めるにとどまった場合（大阪南港事件）、②第一暴行と第二暴行が重畳的に作用して死因が形成された場合、③第一暴行により重篤な傷害が発生したが、第二暴行によりこれとは無関係の傷害が生じ、後者が原因で死亡した場合、そして、④競合して死の結果が生じたのか、第二暴行のみが死の原因になったのか不明の場合、に分類している⁽⁷⁾。また、別の実務家は、被害者・第三者の行為が介在した場合における「危険の現実化」の判断枠組みになるものとして、「被告人の行為の危険性」と「介在事情の結果発生への寄与度」を摘出し、①介在する被害者・第三者の行為によっても、「もともと被告人の行為によって生じた結果発生への危険を上回るだけの新たな結果発生への危険性が生じない」場合（柔道整復師事件・大阪南港事件・夜間潜水講習事件）、②介在する被害者・第三者の行為が、「被告人の行為により生じかつ現存する危険を上回り、結果を発生させるだけの危険を新たに生じさせた場合でも、それが被告人の行為によって誘発されたなど、被告人の行為の影響下にある」場合（高速道路進入事件）、そして、③介在する被害者・第三者の行為が、被告人の行為により生じかつ現存する危険を上回り、結果を発生させるだけの危険を新たに生じさせ、かつ、それが被告人の行為と独立したものであっても、「具体的な結果発生の中に、当初の行為の影響力がなお競合して寄与していると見られる」場合（桜木町事件）には、いづれも因果関係が肯定されるとしている⁽⁸⁾。

他方、ある論者は、三つの最高裁決定を分析して、①「被告人の行為は、それ自体が被害者の病状を悪化させ、ひいては死亡の結果をも引き起こしかねない危険性を有していた」場合における行為の「危険性」という中間項（柔道整復師事件最高裁決定）、②「犯人の暴行により被害者の死因となった傷害が形成された」場合に、「行為の結果発生への因果的影響力・寄与度」を意味する「死因」という中間項（大阪南港事件最高裁決定）、そして、③「指導補助者・被害者の不適切な行動は被告人の行為から誘発された」場合における介在行為の「誘発」という中間項（夜間潜水講習事件最高裁決定）を導入することにより、三つの最高裁決定は事例判断の精密化を図っている⁹⁾と評している。また、別の論者は、「最近の裁判例に見られる特徴的な論理」として、①「行為それ自体が結果を引き起こしかねない危険性を有していたから、因果関係が認められる」という「行為それ自体の危険性」の論理（柔道整復師事件最高裁決定・夜間潜水講習事件最高裁決定）、②「介在行為は行為から誘発された」という「介在行為（事情）の誘発」の論理（柔道整復師事件最高裁決定・夜間潜水講習事件最高裁決定）、③「行為によつて死因が形成されたから、介在事情により死期が早められても、因果関係は認められる」という「行為による死因の形成」の論理（大阪南港事件最高裁決定）を摘出している¹⁰⁾。

これらの先行研究を念頭におくならば、本稿の課題はすでに検討済みの課題であつて、本稿が先行研究の成果に加えることができる新たな成果はわずかかもしれない。しかしながら、それでも、自らの問題意識にもとづいて、自らの分析視点により、自らのために、この課題に取り組み、しかも、先行研究の成果にいささかなりとも新たな成果を加えることができるのであれば、この課題に取り組むことに、ささやかではあつても意義があるのではないかと考える。

3 具体的な課題と方法

以下では、行為後の介在事情の類型に関する主な大審院・最高裁の判例を対象とし、因果関係の判断において判例がどのような判断軸を重視して因果関係の判断をしているのかを分析してみたい。具体的にどの裁判例を分析対象とするのかについては、巻末の「〈参考資料01〉判例の概況」・「〈参考資料02〉大審院・最高裁の判例及び評釈文献」に掲げた⁽¹¹⁾。判例につき時系列的な順序を意識してもらいたいため、本稿では、以下、そこに掲記した判例番号を用いて判例を引用することにした。したがって、以下の本文に登場する判例は、その番号が必ずしも引用・紹介の順序となっていないことにご注意願いたい。

あらかじめ結論を示すと、被告人の行為後の介在事情に関する因果関係の判断において、判例は、①「因果関係の中断」、②「経験則上の予測可能性」、③「結果原因の形成」、④「介在事情の誘発」、及び、⑤「結果惹起の危険性」という五つの判断軸を用いて因果関係の判断を行っていると考えられる。しかも、これら五つの判断軸は、択一的な関係にあるわけではなく、事案によっては、複数の判断軸が併用される関係にある。

以下、これら五つの判断軸に分けて判例を見ていきたい⁽¹²⁾。その際、まず各判断軸の意義を説明し、その判断軸を用いていると考えられる判例を、「事実の概要」、「審級の流れ」（最高裁判例についてのみ）、「判決要旨」・「決定要旨」の項目に分けて紹介し、さらに各判例の「特徴」に触れたい。また、大審院の判例については、カタカナはひらがなに直すが、句読点・濁点は付けないで原文のまま引用することにする。

二 判例の判断軸について

1 「因果関係の中断」判断軸

(1) 意義

「因果関係の中断」の判断軸とは、被告人の行為は犯罪結果発生の原因となっており、行為後の介在事情によってその因果関係が中断するものではないとするもの、換言すれば、被告人の行為はそれ自体が犯罪結果発生の原因となっているので、それが犯罪結果発生の直接の原因、単独の原因でない場合であっても、行為後の介在事情によって、被告人の行為と犯罪結果との間の因果関係は中断しないという判断構造を採るものである。

この判断軸は、すでに明らかなように、条件関係の存在を前提にして因果関係を広く認定し、そのうえで「因果関係の中断」論を用いて刑法上の因果関係を画定しようとするものであり、特に戦前の大審院の判例によく見られた判断手法である。

(2) 判例

この判断軸を用いている判例として、【02】神水塗布事件・大正一二年大審院判決、【03】水中飛び込み死事件・昭和二年大審院判決、及び、【04】被害者投げ込み事件・昭和五年大審院判決をあげることができる。

【02】 神水塗布事件・大正一二年大審院判決⁽¹³⁾

① 事実の概要 本件は、被告人Xが、被害者Aに全治二週間ほどの傷害を負わせたところ、Aはある宗教の信者であり、傷口に「神水」を塗布した結果、丹毒症を併発し、全治四週間ほどの傷害を負わせるに至ったというもので、被告人Xが傷害罪に問われた事案である。

② 判決要旨——上告棄却 「原判示に依れば被告は棍棒を以てAの頭部を殴打し其の左耳朶に断裂傷を負はしめ因て同人をして丹毒症に罹らしめたるものにして被害者の丹毒症に罹りたるは被告の所為に因るものなること明なりとす而して所論諸証拠は原判決の引用せざる所なりと難仮に被害者に於て治療の方法の誤りたる事実ありとするも苟も被告の所為に因りて生じたる創口より病菌の侵入したる為丹毒症を起したる以上は其の所為亦同症の一因を成したること明白なれば両者の間に因果関係の存在を認むべきは当然にして之か中断を認むるは正当に非ず」(傍線引用者)。

③ 特徴 本件は、傷害罪につき、被告人の故意による暴行・傷害行為の後に、被害者自身による「神水」塗布という誤った治療行為が介在した事案である。

本判決は、被告人の惹起した傷害に起因して被害者の丹毒症が生じている以上、かりに被害者が治療方法を誤るという事実が介在したとしても、被告人の暴行・傷害行為と被害者の全治四週間ほどの傷害結果との間に「因果関係の存在を認むべきは当然にして之か中断を認むるは正当に非ず」と判示した。すなわち、本判決の考え方は、「其の所為亦同症の一因を成したること明白なれば両者の間に因果関係の存在を認むべきは当然にして之か中断を認むるは正当に非ず」という判示部分に集約されている。そして、その特徴は、条件関係に基づく広い因果関係の認定と、中断理論の適用排除による因果関係の画定という二点にあるといえよう。前者の点は、「苟も被告の所為

に因りて生したる創口より病菌の侵入したる為丹毒症を起したる」と認定した点に関わる。また、後者の点は、かに被害者が治療方法を誤った事実が介在したとしても、被告人の暴行・傷害行為と被害者の傷害結果との間に認められる因果関係について「中断を認むるは正当に非ず」と判断した点に関わる。

こうして、本判決は、被告人の故意による暴行・傷害行為の後に「神水」塗布という被害者自身の誤った治療行為が介在したとしても、因果関係の存在を認めるべきは当然であるとして、因果関係の中断を否定したのである。

【03】 水中飛び込み死事件・昭和二年大審院判決⁽¹⁴⁾

① 事実の概要 本件は、被告人 X らが被害者 A に高度の火傷を加えたところ、A がその苦痛に耐えかね、あるいは X らの新たな暴行を避けようとして自ら水中に没し、心臓麻痺で死亡したというもので、被告人 X らが傷害致死罪に問われた事案である。

② 判決要旨——上告棄却 「被害者 A が火傷を受けたる後其の苦痛に勝へず若くは新なる暴行を避けんとし、て自ら水中に投し之か為に急速なる体温の逸出を来し心臓機能の衰弱又は其の麻痺の程度を加へたる事実なりとするも右被害者 A の行為の介入は被告人等か同人に加へたる火傷と被害者の心臓麻痺に因る死亡との間に於ける因果関係を中断するものに非ず何となれば被告人等の加へたる高度の火傷にして無かりせば被害者 A は水中に投するも決して急速なる体温の逸出に因り心臓麻痺を来すことなかるべければなり然らば原判決に於て判示諸般の証拠に依り被告人等の加へたる傷害に因り被害者 A を死に致したる事実を認定し之を刑法第二〇五条の傷害致死罪に問擬したるは相当なり」(傍線引用者)。

③ 特徴 本件は、傷害致死罪につき、被告人らの故意による火傷行為の後に、被害者が自らを水中に投入す

る行為（これにより心臓麻痺で死亡）が介在した事案である。

本判決は、被害者が、本件被告人らにより惹起された火傷の苦痛に耐えかね、あるいは新たな暴行を避けようとして、自ら水中に身を投じ心臓麻痺で死亡した場合、被告人らの加えた高度の火傷がなかったならば、被害者が水中に没入しても決して急速な体温の逸失により心臓麻痺を来たことはなかったのであるから、たとえ被害者が自らを水中に投入する行為を行ったという事情が介在したとしても、被告人らの火傷行為と被害者の心臓麻痺に因る死亡との間における「因果関係を中断するものに非ず」と判示した。すなわち、本判決の考え方は、「被告人らの加へたる高度の火傷にして無かりせは被害者Aは水中に投ずるも決して急速なる体温の逸出に因り心臓麻痺を来すこととなるへければ」、「被害者の行為の介入は因果関係を中断するものに非ず」という判示部分に集約されている。

そして、その特徴は、【02】神水塗布事件・大正一二年大審院判決と同様、条件関係に基づく広い因果関係の認定と、中断理論の適用排除による因果関係の画定という二点にある。前者の点は、「被告人らが加えた高度の火傷」がなければ「被害者Aが自らを水中に投ずる行為」もないし、また「水中に投ずる行為」がなければ「急速な体温の逸失による心臓麻痺」を惹起することもなかったのであるから、被告人らの火傷行為と被害者Aの心臓麻痺に因る死亡との間における「因果関係」が存在すると認定した点に関わる。また、後者の点は、「被害者の水中への投入行為」の介在があっても、それは、被告人らの火傷行為と被害者の死亡との間における「因果関係を中断するものに非ず」と判断した点に関わる。

こうして、本判決は、被告人らの故意による火傷行為の後に被害者の故意による水中投入行為が介在した事案につき、条件関係を貫徹して「因果関係の中断」理論の適用を排除し、因果関係を肯定したのである。

【04】被害者投げ込み事件・昭和五年大審院判決⁽¹⁵⁾

① 事実の概要 本件は、人夫請負業であつた被告人 X が、仕事を怠けたとの理由で被害者 A を懲戒し、簿記

用丸棒で A の頭部を殴打して傷害を負わせたうえ、川に押し入れたところ、A がようやく川を渡つて岸に上り、約一〇〇メートル離れた所まできたところで、X の配下で人夫を監督している Y と Z により再度川へ投げ込まれ死亡するに至つたもので、被告人 X が傷害致死罪に問われた事案である。

② 判決要旨——破棄自判 「弁護人は A の頭部に於ける創傷と同人の溺死との間に因果関係なく仮に其の関

係ありとするも第一審相被告人 Y 及 Z の行為に因り中断されたるものなりと弁疏すれども按するに苟も犯人か他人を傷害し依て早晚脳震蕩に陥るへき原因を与へたるときは縱令其の脳震蕩か未だ死の直接の原因とは為らざりしとするも更に事後に於て第三者の其の被害者に与へたる暴行に因る致死の結果の発生を助成する関係ありたる以上は犯人は当然傷害致死の罪責を負はさるへからさるものとす何となれば此の如き関係ある場合に在りては犯人の傷害行為は被害者の死亡の単独の原因にあらざりしと同時に其の効果は第三者の傷害行為の介入に依りて中断せられたるものと謂ふへきにはあらずして究竟致死なる結果の共同原因の一に外ならざればなり而して本件 A 死亡の結果は唯独り Y 外一名か同人を江川に投入したる行為のみに基くものに非ずして前掲証拠に依り判示したるか如く被告人 X が簿記用丸棒を以て A の頭部に創傷を加へたる為同人をして重症脳震蕩症を起し反射機能を喪失せしめたことと偶々其の後に介入せる右 Y 外一名の江川に投入したる行為と相俟て A をして深さ八寸内外の水中より全然首を上くる力なく泥水を飲み溺死するに至らしめたる案件なりとす従て叙上 Y 外一名の介入行為は被告人 X の本件行為と A の溺死との間に於ける因果関係を中断せざるものと解するを妥当とす」(傍線引用者)。

③ 特徴 本件は、傷害致死罪につき、被告人の故意による傷害行為の後に、第三者の故意による川への投入

行為が介在した事案である。

本判決は、被告人らの傷害行為が致死の原因を与えたときは、それが死の直接の原因でなくとも、また単独の原因ではなく共同原因の一つにほかならないとしても、「事後に於て第三者の其の被害者に与へたる暴行に因る致死の結果の発生を助成する関係」がある以上、当然に被告人らは犯罪結果につき罪責を負うべきで、「其の効果は第三者の傷害行為の介入に依りて中断せられたるものと謂ふべきにはあらず」と判示した。すなわち、本判決の考え方は、「犯人の傷害行為は被害者の死亡の単独の原因にあらざりしと同時に其の効果は第三者の傷害行為の介入に依りて中断せられたるものと謂ふべきにはあらずして究竟致死なる結果の共同原因の一に外ならされはなり」という判示部分に集約されている。そして、その特徴は、【02】神水塗布事件・大正一二年大審院判決、【03】水中飛び込み死事件・昭和二年大審院判決と同様、条件関係に基づく広い因果関係の認定と、中断理論の適用排除による因果関係の画定という二点にある。前者の点は、被告人が被害者を傷害して早晩脳震蕩に陥るべき原因を与えたときは、その脳震蕩が未だ死の直接の原因とならなかったとしても、「事後に於て第三者の其の被害者に与へたる暴行に因る致死の結果の発生を助成する関係にありたる」以上、被告人は傷害致死の罪責を負わなければならないとする点に関わる。また、後者の点は、被告人Xが被害者Aの頭部に創傷を加えたために重症脳震蕩症を起こし反射機能を喪失させたことと、行為後に介在した第三者の投入行為とが相俟つて、被害者Aをして「水中より全然首を上くる力なく泥水を飲み溺死する」に至らせたものである以上、第三者の介介入行為は被告人Xの本件行為と被害者Aの溺死との間における「因果関係を中断せざる」と判示した点に関わる。

このように、本判決は、被告人が被害者を傷害して脳震蕩に陥る原因を与えたときは、その脳震蕩が被害者死亡の直接の原因でなくとも、また、被告人の傷害行為が被害者死亡の単独の原因ではなく、事後の第三者の投入行為

と相俟って被害者死亡の結果が生じた場合であり共同原因の一つにすぎないとしても、第三者の投入行為の介在は被告人の本件行為と被害者 A の溺死との間における因果関係を中断させるものではないとしたのである。

2 「経験則上の予測可能性」判断軸

(1) 意義

「経験則上の予測可能性」の判断軸とは、行為後の介在事情あるいは行為後の介在事情を経ての犯罪結果発生は経験則上当然予想しうるものであるので、行為者の行為と犯罪結果との間には因果関係が存在するというもの、換言すれば、行為後の介在事情あるいは行為後の介在事情を経ての犯罪結果発生は経験則上一般に予想しうる事情であるので、被告人の危険な行為の範囲内の事情と解することができるがゆえに、被告人の行為と犯罪結果との間には因果関係が存在するという判断構造を採るものである。

(2) 判例

この判断軸を用いている判例として、【01】砂末吸引事件・大正一二年大審院判決、【05】桜木町事件・昭和三五年最高裁決定、及び、【06】米兵轢き逃げ事件・昭和四二年最高裁決定をあげることができる。

【01】砂末吸引事件・大正一二年大審院判決⁽¹⁶⁾

① 事実の概要 本件は、被告人 X が、被害者 A を殺害する決意をし、細麻縄二四〇センチメートル余りから二七〇センチメートル余りのものを用意して熟睡中の A の頸部を絞扼したところ、A が身動きをしなくなったの

で、被告人はAがすでに死亡したものと誤信し、犯行の発覚を防ぐ目的で、頸部の麻縄をほくくこともなく、Aを背負って約一・一キロメートル離れた海岸砂上に運び、Aを砂上に放置したところ、Aは砂末を吸引し、頸部絞扼と砂末吸引とにより死亡したもので、被告人Xが殺人罪に問われた事案である。

② 判決要旨——上告棄却

「故に被告の殺害の目的を以て為したる行為の後被告かAを既に死せるものと思惟して犯行発覚を防ぐ目的を以て海岸に運び去り砂上に放置したる行為ありたるものにして此の行為なきに於ては砂末吸引を惹起することなきは勿論なれとも本来前示の如き殺人の目的を以て為したる行為なきに於ては犯行発覚を防ぐ目的を以てする砂上の放置行為も亦発生せざりしことは勿論にして之を社会生活上の普通觀念に照し被告の殺害の目的を以て為したる行為とAの死との間に原因結果の關係あることを認むるを正当とすべく被告の誤認に因り死体遺棄の目的に出でたる行為は毫も前記の因果關係を遮断するものに非ざるを以て被告の行為は刑法第一九九条の殺人罪を構成するものと謂ふべく此の場合には殺人未遂罪と過失致死罪の併存を認むべきものに非ず故に被告の行為は刑法第百九十九條に問擬したる原判決の法律適用は洵に正当にして論旨は理由なし」（傍線引用者）。

③ 特徴 本件は、殺人罪につき、被告人の故意による殺人行為（未遂にとどまった）の後に、被告人自身の故意による遺棄行為（この行為で死亡）が介在した事案であり、一般に「因果關係の錯誤」、「ウェーバーの概括的故意」あるいは「遅すぎた結果発生」といわれている類型である。

本判决は、被告人の故意による殺人行為がなければ、犯行発覚を防ぐ目的による砂上への放置行為も発生しなかったものであるから、「社会生活上の普通觀念」に照らし、被告人の殺人行為と被害者A死亡の結果との間に因果關係があり、被告人の遺棄行為は「因果關係を遮断するものに非ざる」とした。このような本判决の特徴として、条件關係に基づく広い因果關係の認定と、「社会生活上の普通觀念」を基盤にした因果経過のずれの処理という二点

を指摘することができよう。前者は、「殺人の目的を以て為したる行為」がなければ「犯行発覚を防ぐ目的を以てする砂上の放置行為」もないし、また「砂上に放置したる行為」がなければ「砂未吸引」を惹起することもないのであるから、被告人の殺人行為と被害者 A 死亡の結果との間に「原因結果の關係」が存在すると認定した点に関する。また、後者は、条件關係判断に基づく「原因結果の關係」を「社会生活上の普通觀念」により實質的に根拠づけ、「被告の誤認に因り死体遺棄の目的に出たる行為」はいささかも本件の「因果關係を遮断するものに非ざる」と判示した点に関わる。

こうした本判決の判断構造については、本判決が「因果關係を遮断するものに非ざる」という表現を用いていることから、むしろ、先に紹介した判例にある「因果關係を中断するものに非ず」という表現に通じ、「因果關係の中断」の判断軸を用いた判例と解する余地もあるかもしれない。しかし、本判決は、被告人の殺人行為と被害者死亡の結果との間に存在する広い条件關係を「社会生活上の普通觀念」により根拠づけ、被告人自身の故意による遺棄行為が介在したとしても、「因果關係を遮断するものに非ざる」とした。すなわち、本判決は、条件關係に基づいてまず広い因果關係の認定を行い、行為後の介在事情である「被告人自身の故意による遺棄行為」によっても因果關係が「遮断」されないことを「社会生活上の普通觀念」により根拠づけた判例と解することができるのである。その意味で、本判決は、いわゆる因果關係の錯誤の類型について、「經驗則上の予測可能性」の判断軸を用いて、その因果經過のずれは因果關係の存在に影響しないとした判例と評することができるのである。

【05】 桜木町事件・昭和三五年最高裁決定¹⁷⁾

- ① 事実の概要 本件は、被告人 X が、桜木町駅付近において、電力工事として吊架線の取換作業に従事中、

吊架線と包縛線とを締めつけていたワイヤクリップのナットをはさんだ自己のスパナの尾部を、誤ってビームに接触させたため、電弧を発生させ、これに驚いて反射的に身をよけて飛び下りた同僚の動作のため、包縛線と碍子枠との接触による電弧を生ぜしめ、さらに、当初の電弧発生の際に右両名のうちいずれかが反射的な逃避行為に出たため、スパナが吊架線と碍子枠等に接触しながらビームから落下し、これに起因する電弧をも相次いで発生させた結果、同所碍子付近で上り吊架線（山側）を熔断し（第一事故）、上り電車線と亘り電車線との間に約三〇センチメートルの高低差を生ぜしめ、電車が下り線（海側）の一一ポイントから亘り線を通って上り線（山側）に進入することに危険を生ぜしめ、被告人Yが、電力工手長として、当該碍子取換作業の指揮をしていたが、前記架線の垂下状態の下で、電車を停車させるための何の措置もとらず、副長たる被告人Z等に対し、「信号所に連絡に行ってくるから、後を頼むぞ」とだけ言い残して同所をたち去り、信号所の信号係たる被告人Sに対し、「上り線には上り電車も下り電車も進行させてはならないという趣旨を、単に、「架線を断線させたので上りはいけない」とか「下りは差し支えない」と言っただけにとどまり、Sをして次の下り電車は下り線から亘り線を経て進行させてもかまわないものと誤信させ、さらに、被告人Zが、Yがたち去った後、上り線には電車は入らないものと盲信して何の措置もとらず、被告人Sは、Yの報告だけで下り電車を該危険個所に進入させてもかまわないと信じて、これまた何の措置にもでなかったところへ、被告人Tの運転する下り電車が定刻より九分遅れて進入してきたところ、被告人Tは、自己の進路に不安を感じる程度の架線の垂下を認めながら、場内信号も電力工手たちの挙動も異常でなかったため、同乗の同僚と「大丈夫だろうね」と問答の上、大丈夫だろうと軽信してそのまま進行し、先頭車のパンタグラフの集電舟を垂下した吊架線と電車線の間に突入させ、パンタグラフの碍子を破損、絶縁機能を破壊したため（第二事故）、急停車もおよばず電弧を四分間継続発生させ、乗客一〇〇名以上を死亡させ、八〇名以上に傷害

を負わせたというもので、被告人らが業務上過失致死傷に問われた事案である。

② 審級の流れ 第一審判決（横浜地裁昭和二十七年三月二四日判決）に対する被告人側の控訴申立を受けて、

控訴審判決（東京高裁昭和二十九年一月一八日判決）は、「凡そ業務上過失致死傷罪において、過失者に刑責を負わせるために必要な過失と結果たる致死傷の間にいわゆる因果関係が存在しなければならぬことは言を俟たないところであるが、法律上特定の過失と特定の結果との間に因果関係ありというのは自然的物理的な必然的因果の関係をいうのではなく、これを一般的に考察してその過失によつてその結果が発生する虞あることが社会通念上予想される場合、換言せば、その結果発生の可能性を認めるのを相当と判断される場合を意味するものと解しなければならぬ。すなわち、ここで問題となるのは結果発生蓋然性でありその必然性をいうのではないのである。従つて、たとえ、過失が同時に多数競合したり、時の前後に従つて累加的に重なりつたり、或は他の何らかの条件がこれに介入又は加功し、しかも条件が発生した結果に対して直接且つ優勢なものであり、問題とされる過失が間接且つ劣勢なものであつたとしてもその過失と結果との間に前に述べたような可能性を認めることを相当とすると判断することが社会通念上妥当である場合においては、その過失と結果との間になお法律上の因果関係ありといわなければならない。」（傍線引用者）として、被告人らの過失行為と致死傷結果との間の因果関係を認めた。

③ 決定要旨——上告棄却 「なお特定の過失に起因して特定の結果が発生した場合に、これを一般的に観察して、その過失によつてその結果が発生する虞のあることが実験則上予測される場合においては、たとえば、その間に他の過失が同時に多数競合し或は時の前後に従つて累加的に重なり、又は他の何らかの条件が介入し、しかもその条件が結果発生に対して直接且つ優勢なものであり、問題とされる過失が間接且つ劣勢なものであつたとしても、これによつて因果関係は中断されず、右過失と結果との間にはなお法律上の因果関係ありといわなければならない

ない。」（傍線引用者）

④ 特徴 本件は、業務上過失致死傷罪につき、被告人らの過失による行為の後に、第三者の過失による行為が介在した事案である。

原判決は、法律上特定の過失と特定の結果との間に必要な因果関係は、「自然的物理的な必然的因果の関係」ではなく、「一般的に考察してその過失によつてその結果が発生する虞あることが社会通念上予想される場合」、「その結果発生の可能性を認めるのを相当と判断される場合」を意味するものであつて、「結果発生 of 蓋然性・必然性」をいうのではない、したがつて、多数の過失が同時に競合したり、経時的に累加したり、他の条件が介在・加功し、しかも介在条件の方が結果に対して直接・優勢であり、問題の過失の方が間接・劣勢であつたとしても、その過失と結果との間に可能性を認めることを相当とすると判断することが社会通念上妥当である場合には、なお法律上の因果関係があるといわなければならないとしている。

これに対し、本決定は、原判決の考え方を維持・容認しており、被告人の特定の過失に起因して犯罪結果が発生した場合、これを「一般的に観察」して、その過失によつてその結果が発生する虞のあることが「実験則上予測される場合」には、その間にほかの過失が同時的・経時的に競合し、あるいは介在条件が結果発生に対して直接・優勢なものであつても、被告人らの過失行為と犯罪結果との間に「法律上の因果関係あり」とした。本決定は、「因果関係は中断されず」という表現も用いているので、先に紹介した「因果関係の中断」の判断軸を用いた判例とも考えられる。しかし、被告人らの特定の過失行為に起因して特定の犯罪結果が発生した場合、これを「一般的に観察」して、その過失によつてその結果が発生する虞のあることが「実験則上予測される場合」には、介在した第三者の過失が結果に対して直接的かつ優勢なものであつたとしても、被告人らの過失行為と結果との間には「法律上

の因果関係」が存在すると解するもので、要点は、【01】砂末吸引事件・大正一二年大審院判決と同じく、やはり、一般的に観察してその過失によってその結果が発生する虞のあることが実験則上予測されるときには刑法上の因果関係は存在する点にあると考えられる。したがって、本決定は「経験則上の予測可能性」を判断軸として採用するものと評するのが適当であろう。

【06】米兵轢き逃げ事件・昭和四二年最高裁決定⁽¹⁸⁾

① 事実の概要 本件は、自動車を運転していたXが、自転車で通行中のAと衝突し、これを自車の屋根の上に跳上げたまま走行中、前記衝突地点から約四キロメートル隔てた地点で、これに気づいた同乗者Mが、時速約一〇キロメートルで走行していた右自動車の屋上からAの身体をさかさまに引きずり降り、アスファルト舗装道路上に転落させたが、Aが右自動車との衝突および右道路面への転落によって頭部等に傷害を負い、右頭部の打撲に基づく脳も膜下出血等によって死亡したもので、被告人Xが業務上過失致死罪等に問われた事案である。

② 審級の流れ 第一審判決（東京地裁八王子支部昭和四一年七月九日判決）は、本件被告人の過失行為と被害者死亡結果との因果関係について、「前掲各証拠特に鑑定人T他二名作成の鑑定書を検討するときは因果関係を認めるに十分である。」と判示するにとどまったが、控訴審判決（東京高裁昭和四二年一〇月二四日判決）は、「特定の行為に起因して特定の結果が発生した場合において、これを一般的に観察してその行為によつてその結果を生ずるおそれのあることが、経験則上当然予想し得られるときは、たとえその行為が結果発生のもつ直接的原因ではなくその間他人の行為が介入してその結果の発生を促進助長したとしても、これによつて因果関係は中断せられず、先の行為をなした者はその結果の発生に原因を与えたものとして責任を負うべきものであり、本件において

被告人の自動車の衝突による叙上の如き衝撃が被害者の死を招来することあるべきは経験則上当然予想し得られるところであるから、同乗者Mの行為の介入により死の結果の発生が助長されたからといって、被告人は被害者致死の責を免るべき限りではない。」として、因果関係を肯定した。

③ 決定要旨——上告棄却 「右のように同乗者が進行中の自動車の屋根の上から被害者をさかさまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路上に転落させるということがごときことは、経験上、普通、予想し得られるところではなく、ことに、本件においては、被害者の死因となつた頭部の傷害が最初の被告人の自動車との衝突の際に生じたものか、同乗者が被害者を自動車の屋根から引きずり降ろし路上に転落させた際に生じたものか確定しがたいというのであつて、このような場合に被告人の前記過失行為から被害者の前記死の結果の発生することが、われわれの経験則上当然予想し得られるところであると到底いえない。したがつて、原判決が右のような判断のもとに被告人の業務上過失致死の罪責を肯定したのは、刑法上の因果関係の判断をあやまつた」（傍線引用者）ものである。

④ 特徴 本件は、業務上過失致死罪につき、被告人の過失による傷害行為の後に、同乗者の故意による引き降ろす行為が介在した事案である。

控訴審判決は、被告人の自動車の衝突による衝撃が被害者の死を招来することあるべきは「経験則上当然予想し得られる」ところであるから、同乗者Mの行為の介入により死の結果の発生が助長されたからといって、「因果関係は中断せられず」、被告人は「被害者致死の責を免るべき限りではない」として因果関係を肯定した。これは、「因果関係の中断」の語を用いてはいるが、明らかに、行為後の介入事情を経ての犯罪結果発生は「経験則上当然予想しうるものである」という「経験則上の予測可能性」の判断軸を採用していると解することができよう。

これを承けるように、本決定も、被害者Aの死因となつた頭部傷害が被告人Xの自動車との衝突の際に生じたも

のか、同乗者Mの引き降ろす行為の際に生じたものか確定しがたい場合に、同乗者Mの行為は「経験上、普通、予想しえらるるところではなく」、被告人の過失による衝突行為から被害者Aの致死結果の発生することは、「われわれの経験則上当然予想しえらるるところであるとは到底いえない」とした。控訴審判決が、「被告人の自動車の衝突による叙上の如き衝撃が被害者の死を招来することあるべきは経験則上当然予想し得られるところである」として、被告人の過失による衝突・傷害行為と被害者死亡の結果との間の因果関係を「経験則上の予測可能性」の存在によって肯定しているのに対し、本決定は、「同乗者が進行中の自動車の屋根の上から被害者をさかさまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路路上に転落させるといふことがときこは、経験上、普通、予想しえらるるところではない」として、行為後の介在事情につき「経験則上の予測可能性」の不存在によってこれを考慮事情から排除したうえで、「被告人の前記過失行為から被害者の前記死の結果の発生することが、われわれの経験則上当然予想しえらるるところであるとは到底いえない」として、被告人の過失による衝突・傷害行為と被害者死亡の結果との間の因果関係を否定している。すなわち、控訴審判決と本決定とは、同じ「経験則上の予測可能性」の判断軸を用いながら、その適用の相違により結論が分かれたのである。

本決定について、ある実務家は、「被告人が、本件被害者をはねた当時、同乗者Mがこのような殺人に類する行為をすることにより、被害者が死亡するということは、到底予見不可能であつたし（主観的相当因果関係説）、また一般人をその立場においても、その予測不可能なことは勿論（折衷的相当因果関係説）、一般的に予測することのできる一切の事情を考慮しても、これは予見不可能であつたと考えられる（客観的相当因果関係説）から、極端な条件説をとらない限り被告人に致死の責任を負わせることはできない場合」であり、その決定文を見ると、「相当因果関係説の折衷説」によつたものといふことができ、とにかく、最高裁が条件説を固守しているように思われ

ている中で、このように「相当因果関係説をはっきり打ち出した判例の出たことは、注目されるべきことであり、被告人の人権尊重にも貢献するところが大きい⁽¹⁹⁾」と評している。

私見によれば、本決定は、行為後の介入事情について「経験則上の予測可能性」の判断軸を用い、予測可能性が認められないがゆえに刑法上の因果関係が存在しないとした点に特徴があるといえる。⁽²⁰⁾その点で、本決定は、確かに相当因果関係に親和的な考え方を採っていると解しうるけれども、本決定が折衷的相当因果関係の立場を表明したもののかどうかについては、いままの検討を要するように思われる。

3 「結果原因の形成」判断軸

(1) 意義

「結果原因の形成」の判断軸とは、行為者の行為が犯罪結果の原因を形成したので、行為者の行為と犯罪結果との間に因果関係を認めることができるというもの、換言すれば、被告人の行為は犯罪結果の原因を形成したので、行為後に介入事情が存在したとしても、被告人の行為と犯罪結果との間に存在する因果関係に影響しないという判断構造を採るものである。

この「結果原因の形成」の判断軸は、被告人の行為が犯罪結果発生の原因となつていることを積極的に認定するもので、そこでは、「被告人の行為が本件結果の原因となつた蓋然性は否定できない」・「被告人の行為が本件結果の原因となつた」ことを認定するだけで、被告人の行為自体が有する「結果発生危険性」は特に強調されているわけではない。その点が、後に紹介する「結果惹起危険性」の判断軸と区別される点である。ただ、「被告人の行為が本件結果の原因となつた」と認定することは、「被告人の行為は本件結果を惹起する致命的な危険性を有す

る」ことほとんど同義であると評することができるとすれば、この「結果原因の形成」の判断軸は、早晚、「結果惹起の危険性」の判断軸によって取って替わられることになると思われる。

(2) 判 例

この判断軸を用いている判例として、【07】熊誤射事件・昭和五三年最高裁決定、【08】池転倒事件・昭和五九年最高裁決定、及び、【10】大阪南港事件・平成二年最高裁決定をあげることができる。

【07】熊誤射事件・昭和五三年最高裁決定⁽²¹⁾

① 事実の概要 本件は、被告人Xが、A・Bとともに熊を撃つために山林に赴き、A・Bと別れて熊を探して下山途中、熊が近づいてきたものと即断して、黒い影に対して猟銃を二発発砲したところ、熊と思つたものは実はAで、Aが下腹部・下肢に重傷を負い、断末魔の苦痛にあえいでいるのを見たXは、同人を殺害して早く楽にさせたうえ逃走しようと決意し、さらに右胸部に一発撃つてAを即死させたというもので、被告人Xが業務上過失致傷罪、殺人罪等に問われた事案である。

② 審級の流れ 第一審判決（前橋地裁昭和四八年九月二六日判決）は、被告人Xの過失の致傷行為とAを殺害する故意行為との関係について、「医師B作成の鑑定書および第三回公判調書中の同鑑定証人の供述部分によると、被告人の判示第一の所為により被害者はもはや回復が不可能で数分ないし一〇数分以内に必ず死亡するに至るような傷害を受けたことが認められるが、判示のとおり、被害者は未だ右傷害によって死亡するに至る以前に、被告人の殺意に基づく判示第二の所為によって死亡させられたものであるから、第一の所為による因果の進行はこれ

により断絶したものと評価せざるを得ず、結局被告人の判示第一の所為は業務上過失致傷を構成するにとどまるものと思料する。」として、業務上過失致傷罪と殺人罪の併合罪の關係にあるとした。

控訴審判決（東京高裁昭和五〇年五月二六日判決）は、「以上の事実關係においては、被告人の過失による傷害の結果が発生し、致死の結果が生じない時点で、被告人の殺人の故意による実行行為が開始され、既に生じていた傷害のほか、新たな傷害が加えられて死亡の結果を生じたものであつて、殺人罪の構成要件を充足する行為があつたものというべきである。そして殺人の実行行為が開始された時点までの被告人の犯罪行為は業務上過失傷害の程度にとどまり、殺人の実行行為が開始された時点以後は殺人罪の構成要件に該当する行為のみが存在したものである。また以上の業務上過失傷害罪と殺人罪とは、同一被害者に対する連続した違法行為ではあるが、前者は過失犯、後者は故意犯であつて、両者は責任条件を異にする關係上併合罪の關係にあるものと解すべきである。」（傍線引用者）として、同じく業務上過失致傷罪と殺人罪の併合罪であるとした。

③ 決定要旨——上告棄却 「本件業務上過失傷害罪と殺人罪とは責任条件を異にする關係上併合罪の關係にあるものと解すべきである、とした原審の罪数判断は、その理由に首肯しえないところがあるが、結論においては正当である」。

④ 特徴 本件は、業務上過失致傷罪につき、被告人の過失による傷害行為（この行為により被害者重傷）の後に、さらに被告人自身の故意による殺人行為（この行為により被害者死亡）が介在した事案である。

第一審判決は、被告人の第一の過失による致傷行為と第二の故意による殺害行為との關係について、被害者が未だ傷害によって死亡するに至る以前に、被告人の殺意に基づく第二行為によって死亡させられたものであるから、「第一の所為による因果の進行はこれにより断絶した」ものと評価せざるを得ず、結局、被告人の第一の行為は業

務上過失致傷を構成するにとどまるとし、業務上過失致傷罪と殺人罪の併合罪であるとした。これに対し、控訴審判決は、第一行為の後に、「被告人の殺人の故意による実行行為が開始され、既に生じていた傷害のほか、新たな傷害が加えられて死亡の結果を生じたもの」で、殺人罪の構成要件を充足する行為があつたものというべきであり、「殺人の実行行為が開始された時点までの被告人の犯罪行為は業務上過失傷害の程度にとどまり、殺人の実行行為が開始された時点以後は殺人罪の構成要件に該当する行為のみが存在したもの」というべきであるとし、同じく、業務上過失致傷罪と殺人罪の併合罪であるとした。

本決定は、控訴審判決の理由部分は排斥しているが、その結論は肯認しているので、控訴審判決をもって語らせるならば、「被告人の過失による傷害の結果が発生し、致死の結果が生じない時点で、被告人の殺人の故意による実行行為が開始され、既に生じていた傷害のほか、新たな傷害が加えられて死亡の結果を生じたものであつて、殺人罪の構成要件を充足する行為があつたもの」という判示部分にその特徴が集約されている。控訴審判決と、それが維持する第一審判決とを併せ考慮するならば、本件の結論の要点は、被告人が第一の過失行為により被害者に瀕死の重傷を負わせ、その直後に第二行為により殺意をもって被害者を殺害した場合、被告人の第一の過失行為による被害者の傷害がたとえ致命的で、回復が不可能で、数分以内には必ず死亡するに至るような致命傷であり、被害者をして断末魔の苦痛にあえがせるほどのものであつたとしても、第二の故意による殺人行為によつて、「過失行為による因果の進行は断絶した」のであり、被告人の先行する過失行為と被害者死亡の結果との間に因果関係は認められず、業務上過失致傷罪と殺人罪が成立することになる、ということになる。

しかし、本決定の結論が、被告人の第一行為（過失行為）による被害者の傷害がきわめて致命的であつて、およそ回復不可能な重傷を負わせたがゆえに数分のうちに被害者の死が不可避であるといった状況においてもなお妥当

するものであるのかについては、検討の余地があるように思われる。というのは、そのような状況においては、業務上過失致死罪と殺人未遂罪（場合によっては不能犯）が成立する余地もありうるからである。すなわち、被告人の第一行為が終了した段階で、およそ結果回避の可能性がない状況のときには、かりに被告人の第二行為が不作為で、他人に殺意があったとしても、不作為による殺人（既遂）罪が成立する余地はないと考えられるが、その点（²²）は、故意の作為犯の場合にも妥当するはずだからである。その場合には、業務上過失致死罪と殺人未遂罪（場合によつては不能犯）の成立を検討することになる。

【08】 池転倒死事件・昭和五九年最高裁決定⁽²³⁾

① 事実の概要 本件は、被告人Xらが、被害者Aに暴行を加え、頭部擦過打撲傷に基づく膜下出血により死亡させたが、Aの打撲傷は他人が逃走中に池に落ち込んだ際に生じた可能性が否定できなかったというもので、被告人Xらが傷害致死罪に問われた事案である。

② 審級の流れ 被告人らの暴行・傷害行為と被害者Aの死亡結果との間の因果関係について、第一審判決（鳥取地裁昭和五七年九月三日判決）は、「前掲各証拠によれば、右Aの死因は後頭上部正中の擦過打撲傷に基づく膜下出血であることが認められるところ、右擦過打撲傷の成因については、成程これが被告人らのうちの誰のどの具体的行為によつて生じたものかについて詳細にこれを認定することはできないとしても、少なくとも被告人らの判示暴行のいずれかの時点あるいはAがこれから逃れようとした際（丸山墓苑において他人が被告人らの暴行から免れようとして墓苑内の池に落ち込んだ際に生じた可能性はある。）に生じたことは明らかであり、判示認定のような暴行の程度、内容や該暴行の為された場所、時間等に照らせば、右擦過打撲傷は、仮に被告人らの暴行に

よつて直接生じたものでないとしても、これと相当因果関係の範囲内にあることは優に認めることができる。」(傍線引用者)として、因果関係を肯定した。

被告人側の控訴申立を受けて、控訴審判決(広島高裁松江支部昭和五八年一〇月一八日判決)は、第一審判決を破棄しているが、「被告人らのうちの誰のどの行為によつて本件傷害が生じたかを特定できないにしても、被告人らの暴行が本件傷害の成因となつた蓋然性を否定できず、致死との因果関係を認めることができる。また仮に、弁護人所論のごとく被害者の本件成傷の原因が被害者が丸山墓苑内の池に落込んだ際に生じた可能性が大きいとしても、前掲証拠によれば、被害者は被告人らから足蹴りされる等の暴行に耐えかね隙をみて逃げ出し斜面に岩石の露出している池に落込んだものでその際後頭上部正中を打撲したとすれば被告人らの加えた暴行と右打撲傷に基づく死亡との間には刑法上因果関係があると認めるのが相当」(傍線引用者)であるとして、被告人らの暴行・傷害行為と被害者Aの死亡結果との間の因果関係を肯定した。

③ 決定要旨——上告棄却 「本件被害者の死因となつたくも膜下出血の原因である頭部擦過打撲傷が、たとえ、被告人及び共犯者一名による足蹴りの暴行に耐えかねた被害者が逃走しようとして池に落ち込み、露出した岩石に頭部を打ちつけたため生じたものであるとしても、被告人ら三名の右暴行と被害者の右受傷に基づく死亡との間に因果関係を認めるのを相当とした原判決の判断は、正当である。」(傍線引用者)

④ 特徴 本件は、傷害致死罪につき、本件被告人らの故意による傷害行為の後に、被害者自身の打撲行為が介在したと考えられる事案である。

第一審判決は、くも膜下出血の原因となつた後頭部擦過打撲傷の成因については、かりに被告人らの暴行によつて直接生じたものではないとしても、これと「相当因果関係の範囲内にある」ことは優に認めることができると判

示する。また、控訴審判決も、被告人らの暴行が「本件傷害の成因となった蓋然性」は否定できず、被害者「致死との因果関係」を認めることができるし、またかりに被害者の本件成傷の原因が被害者が池に落ち込んだ際に生じた可能性が大きいとしても、被害者が被告人らから足蹴りされる等の暴行に耐えかね隙をみて逃げ出し斜面に岩石の露出している池に落ち込んだ際に後頭上部正中を打撲したとすれば、「被告人らの加えた暴行と右打撲傷に基づく死亡との間には刑法上因果関係がある」と判示しており、「結果原因の形成」の判断軸のみを用いた判断構造、もしくは「結果原因の形成」の判断軸に「介入事情の誘発」の判断軸をも加味した判断構造を採用しているものと考えられる。

この点、本決定は、括弧書きではあるが、本件被害者の死因となつた膜下出血の原因である頭部擦過打撲傷が、たとえ被告人らによる暴行に耐えかねて逃走しようとした被害者が池に落ち込み、露出した岩石に頭部を打ちつけたため生じたものであるとしても、「被告人らの右暴行と被害者の右受傷に基づく死亡との間に因果関係を認めるのを相当とした原判決の判断は、正当である」として、その結論を示すのみである。したがって、本決定の判断構造は明らかではないが、それが肯認する控訴審判決と併せて考えると、本件においては、被告人らの暴行が、くも膜下出血の原因となった頭部擦過打撲傷の「成因となった蓋然性」は否定できないし、またかりに、被害者の本件成傷の原因が被害者が池に落ち込んだ際に生じた可能性が大きいとしても、それは被告人らの「暴行に耐えかね隙をみて逃げ出し斜面に岩石の露出する池に落ち込んだもの」で、その際に生じたものとすれば、被告人らの暴行と被害者の右打撲傷に基づく死亡との間には刑法上因果関係があるとすると、被告人らの行為が被害者死亡という犯罪結果の原因を形成したものであるとする「結果原因の形成」の判断軸を用いている、あるいは、「結果原因の形成」の判断軸に「介入事情の誘発」の判断軸をも加味した判断構造を採用するものと考えられるのである。

【10】大阪南港事件・平成二年最高裁決定⁽²⁴⁾

① 事実の概要 本件は、被告人Xが、一九八一年（昭和五六年）一月一五日午後八時ころから午後九時ころ

までの間、自己の営む三重県阿山郡伊賀町大字柘植町所在の飯場において、被害者Aに洗面器の底や皮バンドで被害者の頭部等を多数回殴打するなどの暴行を加えた結果、恐怖心による心理的圧迫等によって、Aの血圧を上昇させ、内因性高血圧性橋脳出血を発生させて意識消失状態に陥らせた上で、右現場から離れた資材置場までAを自動車で運搬し、午後一〇時四〇分ころ同所に放置して立ち去ったところ、Aは翌日未明、内因性高血圧性橋脳出血により死亡するに至ったというもので、被告人Xが傷害致死罪等に問われた事案である。ところが、右資材置場においてうつ伏せの状態であっていた被害者Aは、その生存中、何者かによつて角材でその頭頂部を数回殴打されているが、その暴行は、既に発生していた内因性高血圧性橋脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める影響を与えるものだったというのである。

② 審級の流れ 本件被告人Xの暴行・傷害行為と被害者A死亡結果との間の因果関係について、第一審判決（大阪地裁昭和六〇年六月一九日判決）は、「以上に検討した如く、中沢組飯場における一連の暴行は、被害者に内因性高血圧性橋脳出血を発生させ、あるいは少なくとも既に生じていた同出血を拡大進展させる形で被害者の死期を早めたものと認めることができ、被害者の死亡との間に因果関係を有するといふべきであるが、南港における角材殴打行為は、被害者の死亡に対して因果関係を有しないものといふべき」であり、「被告人は、中沢組飯場における暴行により、被害者に内因性高血圧性橋脳出血を発生または増悪拡大させて、同人を右出血の拡大進展により死亡するに至らせたものであるから、検察官の予備的訴因につき傷害致死罪の限度で被告人は有罪である。」として、因果関係を肯定した。

被告人側の控訴申立を受けて、控訴審判決（大阪高裁昭和六三年九月六日判決）は、「被告人の飯場における暴行が、死因である内因性高血圧性橋脳出血を惹起し被害者の死をもたらしたもので、被害者の死亡との因果関係の有することは明らかであるのに対し、南港における角材殴打は、被害者の右橋脳出血を拡大させ右のような程度の死期を早める影響を与えたことがあるだけであつて、それが加わることによつて被害者に死をもたらすような損傷を与えたものではなく、死因の惹起自体には関わりを持たないものであるから、被害者の死亡との間に因果関係を有しないものといえる。」として、本件被告人Xの暴行行為と被害者A死亡結果との間の因果関係を肯定し、控訴を棄却した。

③ 決定要旨——上告棄却 「このように、犯人の暴行により被害者の死因となつた傷害が形成された場合には、仮にその後第三者により加えられた暴行によつて死期が早められたとしても、犯人の暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができ、本件において傷害致死罪の成立を認めた原判断は、正当である。」（傍線引用者）

④ 特徴 本件は、傷害致死罪につき、被告人の故意による暴行・傷害行為の後に、第三者の故意による傷害行為が介在した事案である。

本件被告人Xの暴行・傷害行為と被害者A死亡結果との間の因果関係について、第一審判決は、被告人は、中沢組飯場における一連の暴行により、被害者に内因性高血圧性橋脳出血を発生または増悪拡大させて、「同人を右出血の拡大進展により死亡するに至らせた」のであり、因果関係が存在すると判示した。また、控訴審判決も、被告人の暴行・傷害行為が「死因である内因性高血圧性橋脳出血を惹起し被害者の死をもたらした」のに対し、南港における第三者の角材殴打行為は、被害者の橋脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める影響を与えたにとどまり、

「死因の惹起自体には関わりを持たない」もので、「被害者の死亡との間に因果関係を有しない」として、本件被告人 X の故意による暴行・傷害行為と被害者 A 死亡結果との間の因果関係を肯定した。第一審判決・控訴審判決の判断構造は必ずしも明確ではないが、第一審判決のいう「中沢組飯場における一連の暴行は、被害者に内因性高血圧性橋脳出血を発生させ、あるいは少なくとも既に生じていた同出血を拡大進展させる形で被害者の死期を早めたもの」との判示表現、控訴審判決のいう「被告人の飯場における暴行が、死因である内因性高血圧性橋脳出血を惹起し被害者の死をもたらしたものと判示表現からうかがえるように、「結果原因の形成」の判断軸を採用しているように思われる。

この点、本決定は、基本的に控訴審判決を肯認するものであり、被告人の故意による暴行・傷害行為により被害者死亡の原因としての傷害が形成された場合には、その後、第三者の故意による暴行により死期が幾分早められたとしても、被告人の暴行・傷害行為と被害者死亡の結果との間に因果関係を肯定することができるものである、被告人の行為が被害者死亡という犯罪結果の原因を形成したものとす「結果原因の形成」を判断軸として採用するものと要約できよう。

本決定について、ある実務家は、因果関係の判断を「純然たる事実認定レベルの問題」とすることは困難であり、「結果に対する影響力の実態に関する認定が因果関係の判断のための重要なベースとなっている」点は否定できない、これまでの通説的な相当因果関係説においては、「予見（予測）可能性が相当性判断の実質的基準になる」とされているが、具体的影響力（寄与度）という観点からの検討が十分なされておらず、「右の影響力と予見可能性との関係」について十分な説明がなされてきたとはいえない、本件のような類型を例にとると、異常な介入行為について予見可能性があらうとなかろうと、結局は因果関係が肯定されるのであって、相当性を決定づける要因

は、専ら「第一暴行による影響力」にある、したがって、「予見可能性」が実質的な判断基準として意義を有しているのかどうかは疑問であるとして、主に相当因果関係説の判断構造に対して疑問を提起している。

4 「介在事情の誘発」判断軸

(1) 意義

「介在事情の誘発」の判断軸とは、行為後の介在事情は行為者の行為が誘発したものであるので、行為者の行為と犯罪結果との間には因果関係が存在するというもの、換言すれば、行為後の介在事情は被告人の行為が誘発した事情であるので、被告人の行為の危険性が重大でなくとも、逆に、介在事情の危険性が重大であったとしても、行為後の介在事情は被告人が自招したもので、その危険性は被告人に帰責しうるので、被告人の行為と犯罪結果との間には因果関係が存在するという判断構造を採るものである。

(2) 判例

この判断軸を用いている判例として、【11】夜間潜水講習事件・平成四年最高裁決定、【12】高速道路侵入事件・平成一五年最高裁決定、及び、【14】高速道路路停車追突事件・平成一六年最高裁決定をあげることができる。

【11】夜間潜水講習事件・平成四年最高裁決定⁽²⁶⁾

① 事実の概要 本件は、潜水指導者として潜水技術の指導業務に従事していた被告人Xが、一九八八年（昭和六三年）五月の午後九時ころ、和歌山県串本町の海岸近くの海中で、指導補助者三名を指揮しながら、本件被害

者Aを含む六名の受講生に対して夜間潜水の講習指導を実施し、一団となって潜水を開始して一〇〇メートル余り前進した地点で魚を捕えて受講生らに見せた後、再び移動を開始する際、受講生らの動向に注意することなく不用意に移動して受講生らのそばから離れたため、同人らを見失うに至り、その後、受講生Aが圧縮空気タンク内の空気を使い果たす等の客観的経緯をたどって海中で溺死したというもので、被告人Xが業務上過失致死罪に問われた事案である。

② 審級の流れ 第一審判決（大阪地裁平成三年九月二四日判決）は、被告人には、「各受講生の圧縮タンク内の空気残圧量を把握すべく絶えず受講生のそばにいてその動静を注視し、受講生の安全を図るべき業務上の注意義務があるのに」、「不用意に一人その場から移動を開始して受講生のそばを離れ、間もなく同人らを見失った過失」があったとして、被告人を有罪とした。

被告人側の控訴申立を受けて、控訴審判決（大阪高裁平成四年三月一日判決）は、まず被告人Xに注意義務違反を肯定したうえで、被告人の過失による行為と被害者Aの死亡との間の因果関係について、被告人が受講生らを見失ったのは、被告人が不用意に受講生らのそばを離れた行為が「重要な原因となったもの」といわざるを得ないのであり、夜間潜水で指導者とぐれてしまうことにより、「それぞれ指導補助者あるいは初級ダイバーとしての経験が不十分で技術の未熟な者の過失が生じることは十分あり得ること」で、所論のいうように各過失行為が常識から逸脱した異常なものであるとはいえない。また、被告人と受講生らがぐれたのは前述のとおり被告人が不用意に受講生らのそばを離れたことが重要な原因となっており、指導補助者及び被害者Aの各過失行為は結局は被告人の過失行為に誘発され連鎖的に生じたものということができる」（傍線引用者）として因果関係を肯定し、控訴を棄却した。

③ 決定要旨——上告棄却 「右事実関係の下においては、被告人が、夜間潜水の講習指導中、受講生らの動

向に注意することなく不用意に移動して受講生らのそばから離れ、同人らを見失うに至った行為は、それ自体が、指導者からの適切な指示、誘導がなければ事態に適応した措置を講ずることができないおそれがあった被害者をして、海中で空気を使い果たし、ひいては適切な措置を講ずることもできないままに、でき死させる結果を引き起こしかねない危険性を持つものであり、被告人を見失った後の指導補助者及び被害者に適切を欠く行動があったことは否定できないが、それは被告人の右行為から誘発されたものであって、被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定するに妨げないというべきである。」（傍線引用者）

④ 特徴 本件は、業務上過失致死罪につき、被告人の過失による行為の後に、被害者A・指導補助者の不適切な行為が介在した事案である。

控訴審判決は、本件被告人の過失による行為と被害者の死亡との間の因果関係について、被告人が受講生らを見失ったのは、被告人が不用意に受講生らのそばを離れた行為が「重要な原因となった」ものであり、それにより、指導補助者や未熟な受講者の過失が生じることは「十分あり得ること」であり、また、「指導補助者及び被害者Aの各過失行為は結局は被告人の過失行為に誘発され連鎖的に生じたもの」であり、因果関係が認められると判示している。控訴審判決の立場は必ずしも明確ではないけれども、後に紹介する「結果原因の形成」の判断軸と「介在事情の誘発」の判断軸を併用する判断構造を採用するものと考えられる。

これを承けるように、本決定は、被害者Aは潜水経験に乏しく技術が未熟であり、指導補助者もその経験がきわめて浅かったことなどの事情のもとでは、被告人が受講生らを見失った行為は受講生らを溺死させる結果を惹起する危険性を有するものであり、指導補助者及び被害者Aの不適切な行動が介在したとしても、「それは被告人の右

行為から誘発されたもの」であり、「被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定するに妨げない」とした。すなわち、本決定の考え方は、控訴審判決が採用している判断軸とは若干異なり、「結果惹起の危険性」の判断軸と「介在事情の誘発」の判断軸とを併用する判断構造を採用するものといえよう。

前者の「結果惹起の危険性」の判断軸の点は後に触れることにして、ここでは後者の「介在事情の誘発」の判断軸の点に触れることにしたい。後者の「介在事情の誘発」の判断軸の点は、本決定が、被告人を見失った後に指導補助者・被害者に不適切な行動があったことは否定できないが、「それは被告人の右行為から誘発されたもの」としている部分に関わるもので、指導補助者・被害者の不適切な行動は被告人の受講生らを見失った行為から「誘発されたもの」という判断構造を採るものである。

このように、本決定では、後に紹介する「結果惹起の危険性」の判断軸と、ここで紹介した「介在事情の誘発」の判断軸という二つが併用されており、車の両輪のように機能している。この二つの判断軸の関係については、「結果惹起の危険性」判断軸の項で考察することにした。

【12】 高速道路進入事件・平成一五年最高裁決定⁽²⁷⁾

① 事実の概要 本件は、Xら四名（被告人・上告申立人）が、他の二名と共謀の上、被害者Aに対し、深夜、公園において、約二時間一〇分にわたり間断なく極めて激しい暴行を繰り返し、引き続きマンション居室において、約四五分間、断続的に同様の暴行を加え、Aに顔面打撲傷の傷害を負わせたところ、その後、Aは、すきを見てマンション居室から靴下履きのまま逃走したが、Xらに対し強度の恐怖感を抱き、逃走を開始してから約一〇分後、Xらによる追跡から逃れるため、マンションから七六三メートルないし八一〇メートル離れた高速道路に進

入し、疾走してきた自動車に衝突され、後続の自動車に轢過されて死亡したもので、被告人Xらが傷害致死罪に問われた事案である。

② 審級の流れ 本件被告人Xらの暴行・傷害行為と被害者A死亡結果との間の因果関係について、第一審判決（長野地裁松本支部平成一四年四月一〇日判決）は、「本件被害者が本件第二現場から逃走した後の行き先については、現場の地理的な条件や被害者が逃走して探索されている状況下にあるという心理状態を考えても、選択の余地は多々あり、そういう中で本件被害者が本件事故現場となった本件高速道路本線上へ進入するしかない或いはその蓋然性が高いといえるような事情は見出せず、被告人らの暴行から逃れる目的があつたとしても、本件被害者が本件高速道路本線上に進入することは、通常の予想の範囲外といえる行動であつたといえるもので、この点からすれば『被告人らが、本件被害者をして、本件高速道路本線上に進入することを余儀なくさせた』とする公訴事実の一部につき証明がないことになる。」（傍線引用者）とし、因果関係を否定して傷害罪の限度で有罪とした。

検察官側の控訴申立を受けて、控訴審判決（東京高裁平成一四年一月一四日判決）は、「第二現場から轢過現場までの距離は経路のいかんにより約七六三メートルないし約八一〇メートルであること、逃走開始から轢過されるまでの間が約一〇分という短時間であることに加え、被害者は被告人らに対し極度の恐怖感を抱いていたものと認められることにもかんがみると、被害者は被告人らの追跡を逃れる最も安全な方法として本件高速道路への立入りを即座に選択したと認めるのが相当である。そして、追跡する者が六名と複数人である上、二台の自動車を用いた徹底した追跡がなされるであろうことは被害者にとって自明であることはもとより被告人らにとっても必然のものとして観念されていたと認められることに照らせば、このような選択が被害者の現に置かれた状況からみて、や

むにやまれないものとして通常人の目からも異常なものと評することはできず、したがって、被告人らにとつても予見可能なものと認めるのが相当である。」(傍線引用者)として、第一審判決を破棄し、傷害致死罪につき有罪判決を言い渡した。

③ 決定要旨——上告棄却 「Aが逃走しようとして高速道路に進入したことは、それ自体極めて危険な行為であるというほかないが、Aは、Xらから長時間激しくかつ執ような暴行を受け、Xらに対し極度の恐怖感を抱き、必死に逃走を図る過程で、とつきにそのような行動を選択したものと認められ、その行動が、Xらの暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であつたとはいえない。そうすると、Aが高速道路に進入して死亡したのは、Xらの暴行に起因するものと評価することができるから、Xらの暴行とAの死亡との間の因果関係を肯定した原判決は、正当として是認することができる。」(傍線引用者)

④ 特徴 本件は、傷害致死罪につき、被告人らの故意による暴行・傷害行為の後に、被害者の危険な高速道路への進入行為(及び第三者の轢過行為)が介在した事案である。

被告人らの暴行・傷害行為と被害者死亡の結果との間における因果関係について、第一審判決は、「経験則上の予測可能性」の判断軸を用い、被告人らの暴行から逃れる目的があつたとしても、本件被害者が本件高速道路本線上に進入するということは「通常の予想の範囲外といえる行動」であつたとして、因果関係を否定した。これに対し、控訴審判決は、同じく「経験則上の予測可能性」の判断軸を用い、本件高速道路への立入りを即座に選択した被害者の選択は、本件被害者の現に置かれた状況からみてやむにやまれないものとして、通常人の目からも「異常なもの」と評することはできず、したがって、被告人らにとつても「予見可能なもの」と認められるとして、第一審判決とは逆に、因果関係を肯定した。第一審判決と控訴審判決が、同じく「経験則上の予測可能性」の判断軸を

用いながら、結論が分かれたのは、第一審判決が比較的冷静な一般人を基準としたのに対し、控訴審判決が本件被害者の置かれた状況に近い一般人を基準としたことに起因しており、その「経験則上の予測可能性」の基準の相違によるものと考えられる。

この点、本決定は、本件被害者が高速道路に進入したことはそれ自体極めて危険な行為ではあるが、被告人らから長時間激しく、執ような暴行を受け、被告人らに極度の恐怖感を抱き、必死に逃走を図る過程で被害者が選択した高速道路への進入行為は、「とつさに選択した行動」であり、被告人らの暴行から逃れる方法として「著しく不自然・不相当」であつたとはいえない以上、被害者が高速道路に進入して死亡した結果は、被告人らの「暴行に起因するもの」として因果関係が認められるとした。本決定の判断構造は、必ずしも明確ではないが、本件被害者が選択した高速道路への逃走・進入という「それ自体極めて危険な行為」は、被害者が、被告人らから長時間激しく、執ような暴行を受け、被告人らに極度の恐怖感を抱き、必死に逃走を図る過程で「とつさに選択した行動」であつて、被告人らの暴行・傷害行為が誘発したものであつて「著しく不自然・不相当」であつたとはいえないという判断構造を採用するものとして理解することが可能であろう。したがって、本決定は、行為後の介在事情は被告人らの行為が誘発したものとする「介在事情の誘発」の判断軸を採用していると解することができよう。

本決定について、ある実務家は、これまでの裁判例からすると、被害者の逃走行為が、被告人による暴行・追跡行為によって「誘発されたもの」であり、それが、「最も合理的なものではないにしても、やむを得ない選択」として理解できるものであれば因果関係は肯定され、被告人による暴行・追跡行為を避けるために「必要のない危険な逃走方法」をあえて選択した場合には因果関係は否定されている、被告人の暴行・追跡行為を避けるために選択した逃走方法が「やむを得ない」か「必要がない」かは、「そのような逃走方法が予見可能かどうか」をいうと考

えられる、この「予見可能性」による判断基準を「危険の現実化」という判断基準に引き直してみると、当該逃走方法が「やむを得ない選択」であつたというのは、被告人による暴行・追跡行為から心理的・物理的な影響を受けたために「そのような逃走方法を選択せざるを得なかった」ことをいい、「あえて必要のない危険な逃走方法を選択した」というのは、「被告人の暴行、追跡行為とかかわりなく、そのような逃走方法を選択した」ことをいうものと考えられる、本件の事情に照らすと、被害者が危険な逃走方法を選択したのは、「被告人らによる暴行、追跡行為の心理的、物理的な影響を受けたことによる」のであり、被害者は、事故に遭遇した時点では、被告人らの暴行・追跡行為の「影響が断ち切られている」安全圏まで逃走していたとはいえないから、本件では、「被告人らの暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができた」と考えられると評している⁽²⁸⁾。

【14】 高速道路停車追突事件・平成一六年最高裁決定⁽²⁹⁾

① 事実の概要 本件は、二〇〇二年（平成一四年）一月、常磐自動車道を乗用車で走行していた被告人Xが、トレーラーを運転して同方向に走行していたAの運転態度に立腹し、Aに文句を言い謝罪させようと考えて、パッシングをしたり、併走して幅寄せをしたり、進路を妨害したり、A車の前に自車を割り込ませて減速するなどして、執拗にAに停車を求め、ついには夜明け前の暗い高速道路のかなり交通量のある追越車線上に自車及びA車を停止させるに至った後、Xが、Aを運転席から引きずり降ろし、謝罪を要求し、暴行を加えてきたので、Aも反撃し、喧嘩になったが、Xが降車してAに暴行を加え、Aもこれに対して反撃するなどして揉み合っているうち、別の自動車二台がA車を避けようとして接触事故を起こして停止し、そのうちにX車は走り去ったが、Aは、エンジンキーをXに投棄されたと勘違いして周辺を捜したり、前方に停止した他車に進路を空けてもらおうとしたりし

て、X車が走り去って後の七、八分間にわたり危険な現場に停車し続けていたために、後方から高速度で進行してきた被害車両がA車に衝突し、同車の運転者及び同乗者三名を死亡させ、同乗者一名に重傷を負わせたとして、被告人Xが業務上過失致死傷罪等に問われた事案である。

② 審級の流れ 第一審判決（水戸地裁土浦支部平成一五年一月一〇日判決）は、被告人XがA車を停止させた過失行為と本件事故との因果関係について、本件事故の発生にいたる経緯は、「被告人がAに文句を言い謝罪させるために停止させて、暴行を加えたことに誘発されて生じたものであって、被告人の行為との関係では予想外のもの」ということはできず、また、本件事故は、被告人がA車を停止させたことによって生じた事故発生の危険性が現実化したにすぎないというべきものであるから、前記のような事情が介在したからといって、被告人がA車を停止させたことと本件事故との間の因果関係が否定されることにはならない。」（傍線引用者）として、業務上過失致死傷罪につき因果関係を肯定した。

被告人側の控訴申立を受けて、控訴審判決（東京高裁平成一五年五月二六日判決）は、「被告人がA車を第三通行帯に停止させることがなければ、本件事故が生じていないことも明らかであり、被告人がA車を本件事故現場に停止させた段階で、本件のような追突事故が起こりうることは被告人を含めて十分に予想することができ、停止から二〇数分後に本件事故が発生していることを考えると、その予測可能な範囲内で本件事故が発生し、被告人がA車を停止させたことによって生じた事故発生の危険性が現実化したと評価することができるから、被告人の行為と本件事故との因果関係を肯定することができる」とともに、本件事故発生に至る「これら一連の経過は、被告人がAに文句を言い謝罪させるために停止させて、暴行を加えたことに誘発されて生じたものであって、被告人がA車を停止させた行為との関係では予想外のもの」ということはできず（Aの行動が特別に異常なものであったともい

ない。こうした事情が介在したからといって、被告人が A 車を停止させたことと本件事故との間の因果関係が否定されることにはならないし、予見可能性が否定されるものでもない。」(傍線引用者) として、被告人が A 車を停止させた行為と本件事故との因果関係を認め、控訴を棄却した。

③ 決定要旨——上告棄却 「以上によれば、A に文句を言い謝罪させるため、夜明け前の暗い高速道路の第三通行帯上に自車及び A 車を停止させたという被告人 X の本件過失行為は、それ自体において後続車の追突等による人身事故につながる重大な危険性を有していたというべきである。そして、本件事故は、被告人の上記過失行為の後、A が、自らエンジンキーをズボンのポケットに入れたことを失念し周囲を捜すなどして、被告人車が本件現場を走り去ってから七、八分後まで、危険な本件現場に自車を停止させ続けたことなど、少なからぬ他人の行動等が介在して発生したものであるが、それらは被告人の上記過失行為及びこれと密接に関連してされた一連の暴行等に誘発されたものであったといえる。そうすると、被告人の過失行為と被害者らの死傷との間には因果関係があるというべきである」(傍線引用者)。

④ 特徴 本件は、業務上過失致死傷罪につき、被告人の過失による行為の後に、第三者の過失等による行動が介在した事案である。

第一審判決は、本件事故の発生に至る経緯は、被告人が A 車を停止させて暴行を加えたことに「誘発されて生じたもの」であり、被告人の行為との関係では「予想外のもの」ということはできないこと、また、本件事故は、被告人の行為の「危険性が現実化したにすぎない」というべきものであることから、本件のような事情が介在したからといって、被告人が A 車を停止させたことと本件事故との間の「因果関係が否定されることにはならない」とした。第一審判決の判断構造は必ずしも明確ではないが、「結果惹起の危険性」の判断軸を基本としつつ、「介在事情

の誘発」の判断軸及び「経験則上の予測可能性」の判断軸を補強的に併用し、そして、それらの判断軸を「危険の現実化」という概念でもって統括したと解することができるように思われる。

他方、控訴審判決の判断構造は多層構造的に組み立てられているので分析が難しいけれども、「被告人がA車を第三通行帯に停止させることがなければ、本件事故が生じていないこと」も明らかであるとして、まず条件関係の存在を確定したうえで、被告人がA車を停止させた段階で、本件追突事故は「十分に予想すること」ができたのであり、その「予測可能な範囲内」で本件事故が発生したといえるとして、「経験則上の予測可能性」の判断軸を補強的に用い、本件事故は、結局のところ、被告人がA車を停止させた行為によって生じた「事故発生危険性が現実化した」ものと評価することができ、「被告人の行為と本件事故との因果関係を肯定することができる」とした。他方で、本件事故発生に至る一連の経過は、被告人がA車を停止させて暴行を加えたことに「誘発されて生じたもの」であるとして、「介在事情の誘発」の判断軸をも補強的に用い、介在事情は「予想外のもの」・「特別に異常なもの」ではなく、その介在事情によって、被告人がA車を停止させたことと本件事故との間の因果関係が否定されることにはならないとした。

これに対し、本決定の判断構造の特徴は、「結果惹起の危険性」の判断軸と「介在事情の誘発」の判断軸という二点にあると考えるが、前者の「結果惹起の危険性」の判断軸の点は後にその項で触れることにして、ここでは後者の「介在事情の誘発」の判断軸の点に触れることにしたい。後者の「介在事情の誘発」の判断軸は、第一審判決・控訴審判決が、本件事故の発生に至る一連の経緯は「被告人がAに文句を言い謝罪させるために停止させて、暴行を加えたことに誘発されて生じたもの」と認定している点に関わり、また、本決定が、本件事故は、被告人の上記過失行為の後、少なからぬ他人の行動等が介在して発生したものであるが、それらは「被告人の上記過失行為

及びこれと密接に関連してされた一連の暴行等に誘発されたものであった」と認定している点に関わるもので、第三者の過失等による行動は被告人の過失による行為及びこれと密接に関連してなされた一連の暴行等に「誘発されたもの」であるという判断構造を採るものである。

このように、本決定では、後に紹介する「結果惹起の危険性」の判断軸と、ここで指摘した「介入事情の誘発」の判断軸の二つを併用する判断構造が採られているのであるが、これらの二つの判断軸の関係については、後に「結果惹起の危険性」の判断軸の項で考察することにした。

5 「結果惹起の危険性」判断軸

(1) 意義

「結果惹起の危険性」の判断軸とは、被告人の行為は犯罪結果を引き起こしかねない危険性を有しているので因果関係が認められるというもの、換言すれば、被告人の行為はそれ自体で犯罪結果を惹起しうる危険性を有する行為といえるので、行為後に介入事情が存在しても、被告人の行為と犯罪結果との間には因果関係は存在するという判断構造を採るものである。

この「結果惹起の危険性」の判断軸は、まさに被告人の行為のもつ結果惹起の危険性を積極的に認定するもので、被告人の行為自体が有する「結果発生危険性」が特に強調されている。その点が、先に紹介した「結果原因の形成」の判断軸と区別される点である。ただし、すでに述べたように、先の「結果原因の形成」の判断軸とこの「結果惹起の危険性」の判断軸とが、あたかも器と中味、形式と実質として、ほとんど違いがなく同義であるということであれば、この「結果惹起の危険性」の判断軸は、早晚、先の「結果原因の形成」の判断軸を飲み込ん

でしまうことになるう。

(2) 判 例

この判断軸を用いている判例として、【09】柔道整復師事件・昭和六三年最高裁決定、【11】夜間潜水講習事件・平成四年最高裁決定、【13】被害者不養生事件・平成一六年最高裁決定、【14】高速道路路停車追突事件・平成一六年最高裁決定、及び、【15】トランク内死亡事件・平成一八年最高裁決定をあげることができる。

【09】柔道整復師事件・昭和六三年最高裁決定⁽³⁰⁾

① 事実の概要 本件は、被告人Xが、県知事の免許を受けて柔道整復業を営む一方、風邪等の症状を訴える患者に対して、医師の資格がないにもかかわらず反復継続して治療としての施術等を行っていたものであるが、本件被害者Aから風邪ぎみであるとして診察治療を依頼されるや、これを承諾し、熱が上がれば体温により雑菌を殺す効果があつて風邪は治るとの誤った考えから、熱を上げること、水分や食事を控えること、閉め切った部屋で布団をしつかり掛け汗を出すことなどを指示し、その後被害者の病状が次第に悪化しても、格別医師の診察治療を受けるよう勧めもしないまま、再三往診するなどして引き続き前同様の指示を繰り返していたところ、被害者Aが、これに忠実に従つたためその病状が悪化の一途をたどり、当初三七度前後だった体温が五日目には四二度にも昇つてけいれんを起こすなどし、その時点で初めて医師の手当てを受けたものの、既に脱水症状に陥つて危篤状態になり、まもなく気管支肺炎に起因する心不全により死亡するに至つたというもので、被告人Xが業務上過失致死罪に問われた事案である。

② 審級の流れ 第一審判決（松江地裁昭和六〇年七月三日判決）は、「檢察官は、医師の診療を受けるよう

指示するべきであつたというけれども、しかしながら、被告人も知つていたとおり、Aは、高等教育を受けた二級建築士であつて、また、父B、母C及び妻のDと同居し、その看護を受けており、加えて、Dは、臨床検査技師とはいへ、専門教育を受けて、N胃腸科内科医院に勤務し、医療に携わる者であつて、Aの容体及び被告人の施術ないし介護のほば全般を恥ていたのであるから、これらの事情を併せ考えると、被告人において医師の診療を受けているか否かを確認せず、また、改めて医師の診療を受けるよう告げなかつたからといって、この点で、その義務に違反した落度があるということは難しい。」（傍線引用者）として、被告人に無罪を言い渡した。

檢察官側の控訴申立を受けて、控訴審判決（広島高裁松江支部昭和六一年七月一四日判決）は、「なるほど、CやDがAに医師の診療を受けさせ、Aに対し水分や栄養を十分に補給し、解熱剤を投与するなどの措置を講じ、またA自身これらの措置を求めていたならば、Aの死亡という結果を回避できたと推測され、この点においてCやDらにもAに対し適切な看護、療養を怠つた落度のあることは否定できない。しかしながら、原判示の『Dらのなほだ突飛な療養、看護』は、先に認定したとおり、ほかならぬ被告人自身の誤つた指示に基づいてなされたものであつて、たとえCらに落度があつたにしても、被告人自身にAの治療等につき前叙の過失がある以上被告人の過失責任が否定されるいわれは全くないのである。」（傍線引用者）として、第一審決定を破棄し、被告人に有罪を言い渡した。

③ 決定要旨——上告棄却 「右事実関係のもとにおいては、被告人の行為は、それ自体が被害者の病状を悪化させ、ひいては死亡の結果をも引き起こしかねない危険性を有していたものであるから、医師の診療治療を受けることなく被告人だけに依存した被害者側にも落度があつたことは否定できないとしても、被告人の行為と被害者

の死亡との間には因果関係があるというべきであり、これと同旨の見解のもとに、被告人につき業務上過失致死罪の成立を肯定した原判断は、正当である。」（傍線引用者）

④ 特徴 本件は、業務上過失致死罪につき、被告人の過失による指示・治療の行為の後に、被害者自身の落ち度ある行為が介在した事案である。

第一審判決は、本件のような事実関係のもとでは、被告人に注意義務に違反した落ち度があったと認定するのは困難であるとして、そもそも過失犯における注意義務違反を否定した。これに対し、控訴審判決は、被害者側の落ち度は「ほかならぬ被告人自身の誤った指示に基づいてなされたもの」であって、「被告人自身にAの治療等につき前叙の過失がある以上被告人の過失責任が否定されるいわれは全くない」と判示し、後に紹介する「介在事情の誘発」の判断軸に近い考え方を採用して因果関係を肯定している。

本決定は、被告人の行為はそれ自体が被害者の病状を悪化させ、「死亡の結果をも引き起こしかねない危険性」を有していたのであるから、治療に関し被害者自身にも落度があつたとしても、「被告人の行為と被害者の死亡との間には因果関係がある」とした。すなわち、本決定の考え方は、被告人の行為それ自体が被害者の病状を悪化させて「死亡の結果をも引き起こしかねない危険性」を有していたとの判示部分に集約されている。そして、その特徴は、被告人の行為は被害者死亡の結果を惹起しうる危険性を有するという「結果惹起の危険性」を判断軸として採用している点にある。その意味で、「本件は、被告人の過つた指示の危険性がいわば順調な展開を遂げて被害者の死亡という結果に現実化した場合であつた」⁽³¹⁾と特徴づけることも可能かもしれない。しかも、この考え方を補強するものとして、控訴審判決の指摘している点、すなわち、被害者A及びAの家族の「はなはだ突飛な療養、看護」は「ほかならぬ被告人自身の誤った指示に基づいてなされたもの」という事情を援用することが可能であろう

し、また、被害者の落ち度ある行為は被告人の過失行為の「中間結果」と解することも可能であろう。⁽³²⁾

【11】 夜間潜水講習事件・平成四年最高裁決定⁽³³⁾

① 事実の概要 すでに紹介したので、省略する。⁽³⁴⁾

② 審級の流れ すでに紹介したので、省略する。⁽³⁵⁾

③ 決定要旨⁽³⁶⁾——上告棄却 「右事実関係の下においては、被告人が、夜間潜水の講習指導中、受講生らの動向に注意することなく不用意に移動して受講生らのそばから離れ、同人らを見失うに至った行為は、それ自体が、指導者からの適切な指示、誘導がなければ事態に適応した措置を講ずることができないおそれがあった被害者をして、海中で空気を使い果たし、ひいては適切な措置を講ずることもできないままに、でき死させる結果を引き起こしかねない危険性を持つものであり、被告人を見失った後の指導補助者及び被害者に適切を欠く行動があったことは否定できないが、それは被告人の右行為から誘発されたものであつて、被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定するに妨げないというべきである。」（傍線引用者）

④ 特徴 すでに「結果惹起の危険性」の判断軸の項で触れたように、本件は、業務上過失致死罪につき、被告人の過失による行為の後に、被害者・指導補助者の不適切な行動が介在した事案である。

控訴審判決は、すでに指摘したように、本件被告人の過失による行為と被害者の死亡との間の因果関係について、被告人が受講生らを見失ったのは、被告人が不用意に受講生らのそばを離れた行為が「重要な原因となった」ものであり、また、「指導補助者及び被害者 A の各過失行為は結局は被告人の過失行為に誘発され連鎖的に生じたもの」であり、因果関係が認められると判示しており、「結果原因の形成」の判断軸と「介在事情の誘発」の判断

軸を併用した判断構造を採っているものと考えられる。

後者の点はすでに「介入事情の誘発」の判断軸の項で触れたので、ここでは前者の「結果惹起の危険性」の判断軸の点に触れることにしたい。この「結果惹起の危険性」の判断軸の点は、本決定が、被告人が受講生らを見失うに至った過失による行為それ自体が、受講生らを「でき死させる結果を引き起こしかねない危険性」を有するものとしている点に関わるものである。そして、被告人の行為の危険性を具体的に根拠づけるものとして、控訴審判決の指摘している点、すなわち、被告人が受講生らを見失ったのは、被告人が不用意に受講生らのそばを離れた行為が「重要な原因」となったのであり、夜間潜水で指導者とはぐれてしまうことにより、指導補助者や経験不十分で技術の未熟な者の過失が生じることは「十分あり得ること」であって、その意味で「常識から逸脱した異常なもの」であるとはいえないとの認定により根拠づけることも可能であろう。そうすると、受講生らの不適切な行動は、被告人の行為の危険性の射程範囲外にある別個の要因と考えるべきではなく、被告人の行為の「危険性の射程範囲内にあつて、そのような行為の実質的内容なすもの」と考えるべきであり、被害者の溺死という結果は、「被告人の過失行為による危険性がそのまま現実化したもの」と解することも可能となろう。⁽³⁷⁾

このように、本決定では、先に紹介した「結果惹起の危険性」の判断軸と、ここで紹介した「介入事情の誘発」の判断軸という二つが併用されており、車の両輪のように機能している。すなわち、本決定は、本件被害者が潜水経験に乏しく技術が未熟であり、指導補助者もその経験が極めて浅かったことなどの本件事情のもとでは、被告人の行為は受講生らを溺死させる「結果を惹起する危険性」を有するとし、「結果惹起の危険性」の判断軸を用いている。それと同時に、本決定は、指導補助者・被害者の不適切な行動が介入したとしても、それは被告人の行為により誘発されたものであるので、被告人の過失による行為と被害者死亡との間の因果関係を肯定する妨げとならな

いとし、「介入事情の誘発」の判断軸を補強的に用いているのである。

本決定におけるこれら二つの判断軸の関係について、たとえば、「ここでは、第三者の不適切な行動の『誘発』の要件が付け加えられている」が、基本的には「行為の危険性」が結果を覆うに足りるものであれば、因果関係が肯定される」であり、その限りで、創出された「第一次的危険に内部誘発された講習受講生らの不合理な行動は、新たな危険を創出したのではなく、危険連鎖は中断されないという結論は妥当である」と分析・評価する見解³⁸、指導補助者・被害者の不適切な行動は、「被告人の過失行為（ないし、その危険性の大きさ）の判断内容に実質的に取り込まれている範囲内のもの」であり、その意味で、「基本的に被告人の行為の危険性が現実化する過程における一態様にすぎないことを判示する趣旨である」と分析する見解³⁹、あるいは、第三者（指導補助者）・被害者の不適切な行動が被告人の行為から「誘発されたもの」であるとの判示は、「因果関係の側面からその判断を補強するもの」と解する見解⁴⁰など、いくつかの理解が示されている。この点、私見によれば、被告人の過失による行為と被害者死亡との間に因果関係を判断するについて、本決定は、被告人の過失による行為の「結果惹起の危険性」の判断軸を、まずは因果関係の実質的基盤をなす危険軸として用い、次に、「介入事情の誘発」の判断軸を、被告人の過失による行為の「結果惹起の危険性」の射程範囲を拡張する射程軸として補強的に用い、結果的に、介入事情も、それが被告人の行為から「誘発されたもの」である以上、被告人の過失による行為の危険性の射程範囲内であり、被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定するに妨げないと判断したものと考えられる。

【13】 被害者不養生事件・平成一六年最高裁決定⁽⁴¹⁾

① 事実の概要 本件は、被告人 X が、数名と共謀の上、被害者 A に対し、その頭部をビール瓶で殴打した

り、足蹴りにしたりするなどの暴行を加えたうえ、共犯者の一名が底の割れたビール瓶でAの後頸部等を突き刺すなどし、同人に左後頸部刺創による左後頸部血管損傷等の傷害を負わせたが、その左後頸部刺創は頸椎左後方に達し、深頸静脈・外椎骨静脈沿叢などを損傷し、多量の出血を来すものであったところ、被害者Aが、受傷後直ちに知人の運転する車で病院に赴いて受診し、翌日未明までに止血のための緊急手術を受け、術後、いったんは容体が安定し、担当医は、このまま良好に経過すれば、加療期間は約三週間との見通しを持ったが、しかし、その日のうちに、Aの容体が急変し、他の病院に転院したが、事件の五日後に上記左後頸部刺創に基づく頭部循環障害による脳機能障害により死亡したという事案である。しかし、上記容体急変の直前、被害者Aが無断退院しようとして、体から治療用の管を抜くなどして暴れ、それが原因で容体が悪化したこと、また、被害者が医師の指示に従わず安静に努めなかったことが治療の効果を減殺した可能性があることが認められる状況において、被告人Xが傷害致死罪等に問われたものである。

② 審級の流れ 被告人Xの行為と被害者Aの死亡との因果関係について、第一審判決（大阪地裁平成一四年一〇月二二日判決）は、因果関係を肯定し、傷害致死罪につき有罪を言い渡した。

被告人側の控訴申立を受けて、控訴審判決（大阪高裁平成一五年七月一〇日判決）は、「関係証拠によれば、Aは、本件被害時に、割れたビール瓶で左後頸部を突き刺されたことにより、頸椎にまで達するような深い刺創を負わされ、左後頸部の血管が損傷したこと、その結果、脳内に大量の出血を来して脳の血液循環障害を引き起こし、脳機能障害（いわゆる脳死状態）に陥って死亡したことが認められるのであって、上記傷害とAの死亡との間に原因、結果の関係があるのは明らかである」し、「上記傷害がAの死亡の結果の発生に重要な原因となっていることは明らかであるところ、同人が医師の指示に従わず、安静を保っていなかったことなどの事情は、傷害の被害者が

死亡に至る経緯として通常予想し得る事態であるから、このことによって、刑法上の因果関係が否定されることはないというべきである。」(傍線引用者) として、傷害致死罪につき因果関係を肯定し、控訴を棄却した。

③ 決定要旨——上告棄却 「以上のような事実関係等によれば、被告人らの行為により被害者の受けた前記の傷害は、それ自体死亡の結果をもたらし得る身体の損傷であつて、仮に被害者の死亡の結果発生までの間に、上記のように被害者が医師の指示に従わず安静に努めなかったために治療の効果が上がらなかったという事情が介在していたとしても、被告人らの暴行による傷害と被害者の死亡との間には因果関係があるというべきであり、本件において傷害致死罪の成立を認めた原判断は、正当である。」(傍線引用者)

④ 特徴 本件は、傷害致死罪につき、被告人らの故意による傷害行為の後に、被害者自身の不適切な行為が介在した事案である。

控訴審判決は、本件被告人らの傷害行為が被害者死亡の「重要な原因」になっており、被害者自身の不適切な行為の介在という事情は、「傷害の被害者が死亡に至る経緯として通常予想し得る事態である」から、因果関係否定することにはならないと判示し、後に紹介する「結果原因の形成」の判断軸を基本に、「経験則上の予測可能性」の判断軸を補強的に用いていると考えられる。この点について、ある実務家は、控訴審判決は「相当因果関係説の示す判断枠組みにより因果関係の存否を判断したもの」と見られるけれども、むしろ「近時の判例の立場は、生じた結果が被告人の行為による危険の現実化したものと評価できるかどうかによって、因果関係の有無が判断されていると考えられる」と評している。⁽⁴⁾しかし、この評価は、控訴審判決の「通常予想し得る事態」という判示表現に引きずられた評価といわざるを得ない。むしろ、控訴審判決は、本件被告人らの傷害行為が被害者死亡の「重要な原因」になっているとする「結果原因の形成」の判断軸を採用しながら、被害者自身の不適切な行為が介在したと

いう事情は、その介在事情がたとえ「もはや加害者側からの影響をまったく受けない状況⁽⁴³⁾」におけるものであつたとしても、傷害の被害者が死亡に至る経緯として「通常予想し得る事態」であるから、因果関係を否定することにはならないと判示したものである。したがって、控訴審判決の判断構造は、相当因果関係説のそれとは異なり、「結果原因の形成」の判断軸を基盤としつつ「経験則上の予測可能性」の判断軸を補強的に併用し、介在事情は刑法上の因果関係を否定することにはならないとしたものと考えられるのである。

これに対し、本決定は、本件被告人らの行為による被害者の傷害は「それ自体死亡の結果をもたらし得る身体の損傷」であるので、被害者が医師の指示に従わず安静に努めなかったために治療の効果が上がらなかったという事情が介在しても、「被告人らの暴行による傷害と被害者死亡との間には因果関係がある」とした。すなわち、本決定の考え方は、「被告人らの行為により被害者の受けた前記の傷害は、それ自体死亡の結果をもたらし得る身体の損傷」という表現部分に集約されており、その特徴は、「結果惹起の危険性」を判断軸として採用していると考えられる。しかし、本件では、被害者の不適切な行動は、もはや被告人らからの影響下から完全に脱した状況のもので、しかも、緊急手術により一旦は危急な状態を脱して小康状態に至つてからなされた介在事情であるという点などのように解するかが重要であるところ、ある実務家は、本件は、被告人らの行為により惹起された被害者の傷害は、「それ自体が直ちに生命の危険を招く重篤な傷害であつた」こと、本件は、行為の危険性が「一応収束していた」という事案ではなく、「治癒（あるいは結果発生の可能性のない程度までの回復）に至つたわけではなく、なお、結果発生に十分な因果力のある危険の継続が認められる」事案であつたこと、したがって、「小康状態に至つたこと自体は、行為の因果力が、その当初に比して『勢い』を弱めた状態」にすぎず、本件のように、「なお継続している『危険』が結果に結びついている場合には、当初の行為との間の法的因果関係が肯定されるのは自明」で

あるし、「介入事情があるにしても、被告人らの上記行為の危険性がそのまま現実化したものと評して差し支えない⁽⁴⁴⁾」と評している。しかし、この実務家の分析は、極めて微妙な事情を前提にしてなされていることも否定できないであろう。

【14】 高速道路停車追突事件・平成一六年最高裁決定⁽⁴⁵⁾

① 事実の概要

すでに紹介したので、省略する。⁽⁴⁶⁾

② 審級の流れ

すでに紹介したので、省略する。⁽⁴⁷⁾

③ 決定要旨⁽⁴⁸⁾——上告棄却

「以上によれば、A に文句を言い謝罪させるため、夜明け前の暗い高速道路の第

三通行帯上に自車及びA車を停止させたという被告人Xの本件過失行為は、それ自体において後続車の追突等による人身事故につながる重大な危険性を有していたといふべきである。そして、本件事故は、被告人の上記過失行為の後、Aが、自らエンジンキーをズボンのポケットに入れたことを失念し周囲を捜すなどして、被告人車が本件現場を走り去ってから七、八分後まで、危険な本件現場に自車を停止させ続けたことなど、少なからぬ他人の行動等が介入して発生したものであるが、それらは被告人の上記過失行為及びこれと密接に関連してされた一連の暴行等に誘発されたものであったといえる。そうすると、被告人の過失行為と被害者らの死傷との間には因果関係があるといふべきである」(傍線引用者)。

④ 特徴

すでに「介入事情の誘発」の判断軸の項で触れたように、本件は、業務上過失致死傷罪につき、被

告人の過失による行為の後に、第三者の過失等による行動が介入した事案である。

すでに指摘したように、第一審判決は、必ずしも明確ではないが、「結果惹起の危険性」の判断軸を基本としつ

つ、「介在事情の誘発」の判断軸及び「経験則上の予測可能性」の判断軸を補強的に採用し、それらを「危険の現実化」という概念で統括する判断構造を採用するものと解することができよう。

これに対し、控訴審判決は、すでに指摘したように、まず条件関係の存在を確定したうえで、一方で、「経験則上の予測可能性」の判断軸を補強的に用い、本件事故は、被告人XがA車を停止させた行為によって生じた「事故発生の危険性が現実化した」と評価することができるので、被告人の行為と本件事故との因果関係を肯定することができるとともに、他方で、本件事故は、被告人がA車を停止させて暴行を加えたことに「誘発されて生じたもの」であるとして、「介在事情の誘発」の判断軸を補強的に用い、その介在事情は「予想外のもの」・「特別に異常なもの」ではないので、被告人がA車を停止させたことと本件事故との間の因果関係が否定されることにはならないとして、多層的な判断構造を採用したのである。

これに対し、本決定の判断構造の特徴は、すでに指摘したように、「結果惹起の危険性」の判断軸と「介在事情の誘発」の判断軸とを併用した点にあると考えるが、後者の点はすでにその項で触れたので、ここでは前者の「結果惹起の危険性」の判断軸の点に触れることにしたい。前者の「結果惹起の危険性」の判断軸の点は、本決定が、本件被告人Xの過失による行為はそれ自体が後続車の追突等による人身事故につながる「重大な危険性」を有すると認定している点に関わる。しかも、それを根拠づけるものとして、第一審判決の指摘している点、すなわち、「本件事故は、被告人がA車を停止させたことによって生じた事故発生の危険性が現実化したにすぎない」と指摘している点、あるいは、控訴審判決の指摘している点、すなわち、本件事故に至る一連の経過は、被告人XがA車を停止させた行為との関係では「予想外のもの」ということはできず、Aの行動が「特別に異常なもの」であったともいえず、こうした事情が介在したからといって、「被告人がA車を停止させたことと本件事故との間の因果関

係が否定されることにはならないし、予見可能性が否定されるものでもない」と指摘している点、を援用することが可能である。この点について、ある実務家は、「本決定も、介在事情の予測可能性の程度等を問題とすることはなく、被告人の行為の危険性と他人の行為等という介在事情が被告人の行為に『誘発』されたものであることを指摘して、因果関係を肯定しているであって、最高裁の先例の中では前掲最一決平四・一二・一七に類似した判断構造を採っているもの」といえる⁽⁴⁹⁾と評している。

私見によれば、「結果惹起の危険性」の判断軸と「介在事情の誘発」の判断軸との関係は、【11】夜間潜水講習事件・平成四年最高裁決定におけると同じように、実質的基盤をなす危険軸としての「結果惹起の危険性」の判断軸と、危険軸の射程範囲を画定する射程軸としての「介在事情の誘発」の判断軸というように位置づけの妥当であるように思われる。すなわち、「結果惹起の危険性」の判断軸について、本決定は、本件被告人の過失による行為はそれ自体が後続車の追突等による人身事故につながる「重大な危険性」を有すると認定しており、被告人の過失行為の実質的な危険軸としてこれを機能させている。と同時に、本決定は、「介在事情の誘発」の判断軸について、本件事故の発生には第三者の過失等による行動が介在しているけれども、「それらは被告人の上記過失行為及びこれと密接に関連してされた一連の暴行等に誘発されたものであった」と認定しており、行為後の介在事情の類型について、被告人の「危険な行為」の射程範囲を画する射程軸としてこれを機能させていると考えられるのである。⁽⁵⁰⁾

【15】 トランク内死亡事件・平成一八年最高裁決定⁽⁵¹⁾

① 事実の概要 本件は、被告人Xが、共犯者二名と共謀の上、二〇〇四年（平成一六年）三月六日午前三時四〇分ころ、被害者Aを普通乗用自動車の後部トランクに押し込め、トランクカバーを閉めて脱出不能にしたうえ

で走行し、その後、呼び出した仲間と落ち合うため、夜間、大阪府岸和田市内市街地の片側一車線（車道幅員は約七・五メートルの片側一車線のほぼ直線の見通しのよい道）のコンビニエンス・ストアの前の路上に停車していた午後三時五〇分頃、後方から走行してきた普通乗用自動車がその運転者Bの前方不注意の脇見運転により被告人らの車の後部に時速約六〇キロメートルで追突し、その衝撃でトランクはその中央部がへこみ、後部トランク内に押し込まれていた被害者が第二・第三頸髄挫傷の傷害を負って死亡したというもので、被告人Xが逮捕監禁致死罪等に問われた事案である。

② 審級の流れ 被告人らの逮捕監禁行為と被害者の死亡との間の因果関係について、第一審判決（大阪地裁平成一六年一二月二四日判決）は、「自動車で走行中、交通事故に巻き込まれることは日常的に起こり得る出来事であり、その中には停止中の車両に後方から走行して来た車両が追突するという事故もしばしば見られるところ、自動車のトランクは、人が入ることを想定して設計・製作されたものではないため、その中に人を入れた場合には、車内に乗る場合に比べてはるかに危険性が高く、したがって被害者を自動車のトランク内に監禁した上で道路上を走行したこと自体、非常に危険な行為であったと評価することができる。そうすると、本件のように、第三者の前方不注意という過失によって、道路上に停車していた自動車に、後方から走行してきた自動車を追突し、これによって追突された自動車のトランク内に押し込まれていた人間が死亡するということは、経験則上、十分に予測し得るところであるといわなければならない。」（傍線引用者）として、因果関係を肯定した。

控訴審判決（大阪高裁平成一七年九月一三日判決）は、「被害者の死亡原因となつた、Bの追突事故は、路上に停止中の車に後方から走行してきた車両が衝突するというものであつて、後続車の運転者が脇見運転し、前方を注視しなかったことにより、停止中の前車の後部に衝突するという事故態様は、路上における交通事故としてなら

特異な事態ではない。そして、このような事故の結果、前車に乗車中の者は、どのような形態で乗車する場合であっても、衝突の衝撃により死傷に至ることは、十分あり得るところであり、本件のように車の後部トランク内に監禁されている場合も異なるところはない。したがって、被告人らの逮捕監禁行為と被害者の死亡との間に因果関係が存することは優に認めることができる。」(傍線引用者)として、因果関係を肯定し控訴を棄却した。

③ 決定要旨——上告棄却 「なお、所論にかんがみ、職権により判断する。

一 原判決及びその是認する第一審判決の認定によれば、本件の事実関係は、次のとおりである。

(一) 被告人は、二名と共謀の上、平成一六年三月六日午前三時四〇分ころ、普通乗用自動車後部のトランク内に被害者を押し込み、トランクカバーを閉めて脱出不能にし同車を発進走行させた後、呼び出した知人らと合流するため、大阪府岸和田市内の路上で停車した。その停車した地点は、車道の幅員が約七・五mの片側一車線のほぼ直線の見通しのよい道路上であった。

(二) 上記車両が停車して数分後の同日午前三時五〇分ころ、後方から普通乗用自動車が行進してきたが、その運転者は前方不注意のために、停車中の上記車両に至近距離に至るまで気付かず、同車のほぼ真後ろから時速約六〇kmでその後部に追突した。これによって同車後部のトランクは、その中央部がへこみ、トランク内に押し込まれていた被害者は、第二・第三頸髄挫傷の傷害を負って、間もなく同傷害により死亡した。

二 以上の事実関係の下においては、被害者の死亡原因が直接的には追突事故を起こした第三者の甚だしい過失行為にあるとしても、道路上で停車中の普通乗用自動車後部のトランク内に被害者を監禁した本件監禁行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができる。したがって、本件において逮捕監禁致死罪の成立を認めた原判決は、正当である。」(傍線引用者)

④ 特徴 本件は、逮捕監禁致死罪につき、被告人らの逮捕・監禁行為の後に、第三者の過失による行為が介在した事案である。

第一審判決は、自動車のトランクは「人が入ることを想定して設計・製作されたものではない」ため、その中に監禁する行為自体が「車内に乗る場合に比べてはるかに危険性が高く」、そのうえ、被害者をトランク内に監禁した状態で道路上を走行すること自体も「非常に危険な行為」であるところ、自動車で行方不明に交通事故に巻き込まれることは「日常的に起こり得る出来事」であり、本件のような停止車両に後方から追突する事故も「しばしば見られる」ものであり、したがって、第三者の前方不注意という過失が介在したとしても、本件追突事故によりトランク内の被害者が死亡するということは「経験則上、十分に予測し得る」ところであるとして、被告人らの逮捕監禁行為と被害者死亡との間の因果関係を肯定した。第一審判決の判断構造は、「結果惹起の危険性」の判断軸を基本とし、「日常的に起こり得る」・「しばしば見られる」・「経験則上、十分に予測し得るところ」という表現で「経験則上の予測可能性」の判断軸を補強的に用いることによって、被告人らの行為の危険性の射程範囲を画する判断構造を採っているものと解することができよう。したがって、第一審判決の判断構造を特徴づけるのは、自動車トランク内に被害者を監禁して道路を走行したこと自体のもつ「結果惹起の危険性」の判断軸と、その危険性の射程範囲、すなわち因果関係の認められる範囲を画するものとして「経験則上の予測可能性」の判断軸とを併用した点にあるといえよう。

この点、控訴院判決では、自動車トランク内に被害者を監禁して道路を走行したこと自体のもつ「結果惹起の危険性」の判断軸は後方に退いており、停止車両への過失による衝突事故は、路上における交通事故として「なんら特異な事態ではない」のであり、そのような事故の結果、前車に乗車中の者が死傷することは、被害者が「どのよ

うな態様で乗車する場合」であっても「十分あり得るところ」であり、追突事故による死傷結果発生の際に、態様を相当に抽象化し、「なんら特異な事態ではない」・「十分あり得る」という「経験則上の予測可能性」の判断軸を用いて因果関係を肯定していると考えられる。

この点、本決定は、被害者の直接的な死亡原因が第三者の甚だしい過失行為にあるとしても、被告人らの本件監禁行為と被害者死亡との間に「因果関係を肯定する」ことができるとするのみで、明確な説示がないので、どのような判断構造を採っているのかは明らかでない。しかしながら、本件における審級の流れを考慮するならば、本決定は、第一審判決で採られている「結果惹起の危険性」の判断軸を基本としつつ、因果関係の認められる範囲を「経験則上の予測可能性」の判断軸で画する判断構造、あるいは、控訴審判決で採られている「経験則上の予測可能性」の判断軸でもって因果関係を判断する構造を採っていると考えられるが、【13】被害者不養生事件・平成一六年最高裁決定、【14】高速道路路停車追突事件・平成一六年最高裁決定からの判例の流れを考慮すると、第一審判決の判断構造を暗に維持したものと評してもあながち不適當とはいえないかもしれない。

本決定について、ある実務家は、本件では、抽象的・一般的な意味での社会生活上交通事故に遭う危険ではなく、「路上で停車中の車両後部のトランク内に閉じ込める」という具体的な監禁行為について、交通事故に遭って死傷に至る危険性が問題となっているのである、車両後部のトランクは荷物等を入れるためのもので、人を防護する構造を持たないがゆえに、後部トランク内に人を監禁して走行・停車する行為は、「かなり高度な危険性」を有しており、走行・停車中に追突事故に巻き込まれて「死傷の結果が生じることは自明のこと」であり、それは本件監禁行為に「内在する危険」と評することができる、その意味で、本件は、こうした危険が「正に現実化」したものであり、「本件監禁行為の影響（因果力）」はかなり大きく、いかに控えめに見たとしても、因果関係を否定する

ほど軽微なものはいえない」、さらに、本件では、直接的には、脇見運転という第三者の甚だしい過失行為が結果を惹起させてはいるけれども、「脇見運転のような過失の甚だしい事故態様もまた、『あり得る』社会事象として考慮するのが相当である」から結論を左右するものではない、と評している。⁵²⁾ 第一審判決のそれと同じく、「結果惹起の危険性」の判断軸を基本としつつ、「経験則上の予測可能性」の判断軸を用いて、被告人の行為の危険の射程範囲を画するという判断構造を採っている立場からの論評であることがうかがえる。

三 おわりに

1 戦前の判例と戦後の判例

戦前の大審院判例は、被告人の行為の後に、被害者自身の誤った治療行為が介在した事案に関する【02】神水塗布事件・大正一二年大審院判決、被害者自身の水中投入行為が介在した事案に関する【03】水中飛び込み死事件・昭和二年大審院判決、及び、第三者の行為による川への投入行為が介在した事案に関する【04】被害者投げ込み事件・昭和五年大審院判決において見られるように、いずれも条件関係に基づく広い因果関係の認定を前提にして、介在事情への中断理論の適用を排除して因果関係の存在を画定するという判断構造を用いている。ただし、行為後の介在事情が、被告人自身の故意による遺棄行為の事案に関する【01】砂末吸引事件・大正一二年大審院判決においては、同じく条件関係に基づく広い因果関係の認定を前提にしながらも、中断理論ではなく、「社会生活上の普通観念」を用いて「原因結果の関係を遮断するものにあらざる」として因果経過のずれを処理するという手法を採

った。ここでは、介在事情が、被害者自身の行為や第三者の行為であったのか、それとも、被告人自身の故意による行為であったのが、大審院における判断構造の相違をもたらしたものと考えられる。

これに対し、戦後の最高裁判例は、より分析的に事案の事実関係を考察し、個別具体的な事情に即した認定をしようとしているように思われる。しかも、一方で、最高裁は、条件関係に基づく広い因果関係の認定を前提にした中断理論の適用排除という単純な判断構造は採っていないと同時に、他方で、最高裁が「一般的に観察して実験則上予測される」【05】桜木町事件・昭和三五年最高裁決定、「経験上、普通、予想しえられるところ」・「われわれの経験則上当然予想しえられるところ」【06】米兵轢き逃げ事件・昭和四二年最高裁決定」という表現を使っている、(折衷的)相当因果関係説の立場を表明したものと断じることにはささか躊躇を感じさせる状況にあるのである。

2 最高裁判例の傾向

(1) 被告人自身の行為の介在

被告人の行為後の介在事情が「被告人自身の(故意による)行為」の類型の場合、最高裁は、【07】熊誤射事件・昭和五三年最高裁決定において、第一審判決の「第一の所為による因果の進行はこれにより断絶したもの」、「控訴審判決の「被告人の殺人の故意による実行行為が開始され、既に生じていた傷害のほか、新たな傷害が加えられて死亡の結果を生じたもの」という判断を容認している。すなわち、最高裁は、被告人の第二の故意による殺人行為によって、被告人の第一の過失行為による因果の進行は「断絶した」と解しており、因果関係の断絶の理論を採用するものといえよう。

(2) 被害者自身の行為の介在

また、被告人の行為後の介在事情が「被害者自身の行為」の類型の場合、最高裁は、被害者の池への落下・転倒が介在した事案【08】池転倒死事件・昭和五九年最高裁決定）においては、「結果原因の形成」の判断軸のみを用いた判断構造、あるいは「結果原因の形成」の判断軸に「介在事情の誘発」の判断軸をも加味した判断構造を採用し、被害者自身の落ち度ある行為が介在した事案【09】柔道整復師事件・昭和六三年最高裁決定）においては、「結果惹起の危険性」の判断軸を採用し、被害者・講習補助者の不適切な行動が介在した事案【11】夜間潜水講習事件・平成四年最高裁決定）においては、「結果惹起の危険性」の判断軸と「介在事情の誘発」の判断軸とを併用し、被害者の危険な高速道路への進入行為（及び第三者の轢過行為）が介在した事案【12】高速道路進入事件・平成一五年最高裁決定）においては、「介在事情の誘発」の判断軸を採用し、さらに、被害者自身の不適切な行為が介在した事案【13】被害者不養生事件・平成一六年最高裁決定）においては、「結果惹起の危険性」の判断軸を採用している。

(3) 第三者の行為の介在

さらに、被告人の行為後の介在事情が「第三者の行為」の類型の場合、最高裁は、当初、第三者の過失による行為が介在した事案【05】桜木町事件・昭和三五年最高裁決定）においても、同乗者の故意による引き降ろす行為が介在した事案【06】米兵轢き逃げ事件・昭和四二年最高裁決定）においても、「経験則上の予測可能性」の判断軸を採用している。しかし、その後、最高裁は、第三者の故意による傷害行為が介在した事案【10】大阪南港事件・平成二年最高裁決定）において、「結果原因の形成」の判断軸を採用し、さらに、第三者の過失等による行動

が介在した事案【14】高速道路路停車追突事件・平成一六年最高裁決定）においては、「結果惹起の危険性」の判断軸と「介在事情の誘発」の判断軸とを併用し、また、第三者の過失による行為が介在した事案【15】トラック内死亡事件・平成一八年最高裁決定）においては、「結果惹起の危険性」の判断軸のみを用いた判断構造、あるいは「結果惹起の危険性」の判断軸に「経験則上の予測可能性」の判断軸をも加味した判断構造を採用しているのである。

3 判例の展望

刑法における因果関係とは、結果犯について実行行為と犯罪結果との間に必要とされる一定の原因・結果の関係をいうと解されている。しかも、私見によれば、ここである因果関係を判断するには、まずは、実行行為のもつ危険性を確認する必要がある。すなわち、当該行為がそれ自体が犯罪結果を発生させる質・量の危険性を有していることを確認する必要があるのである。この側面は、実行行為のもつ結果発生危険性を意味するもので、実行行為時に特殊な事情が存在したために結果が発生した事案において有効であると考えられる。因果関係を判断するには、次に、実行行為の危険性の現実化を確認する必要がある。すなわち、当該実行行為のもつ危険性の質・量が当該発生結果へと実現されたことを確認する必要があるのである。この側面は、実行行為のもつ危険性が当該結果に実現したことを意味するもので、被告人の行為後に特殊な事情が介在したために結果が発生した事案において有効であると考えられる。これらの側面を広義の相当性・狭義の相当性というか、実行行為性・因果経過の相当性（相当因果関係）というかは別にして、これら二つの側面は、因果関係の判断において区別すべき段階的側面であり、この区別を意識することなくして、実行行為のもつ危険性の結果への実現過程を精確に捕捉することはできないといえ

よう。それゆえ、実行行為の危険性について具体的危険説を採り、かつ、因果関係について折衷的相当因果関係説を支持する現在の有力説にみられるように、実行行為のもつ結果発生の危険性と、実行行為の危険性の現実化がともに同一の判断基底・判断基準であるなどということは、「実行行為の危険性」と「危険性の結果への現実化」とを区別しない点で、明らかに理論的な誤りを犯していると言わざるをえない。

他方、近時の判例の傾向として指摘できるのは、それを単独の判断軸として援用するかどうかは別にして、「結果惹起の危険性」の判断軸を基本とする判例【09】柔道整復師事件・昭和六三年最高裁決定、【11】夜間潜水講習事件・平成四年最高裁決定、【13】被害者不養生事件・平成一六年最高裁決定、【14】高速道路停車追突事件・平成一六年最高裁決定、【15】トラック内死亡事件・平成一八年最高裁決定が優勢となりつつあることであり、特に第三者の過失による行為が介在した類型については、「結果惹起の危険性」の判断軸を基本とする判例【14】高速道路停車追突事件・平成一六年最高裁決定、【15】トラック内死亡事件・平成一八年最高裁決定が続いている。

しかし、すでに明らかなように、最高裁の判例において、介在事情の類型に応じて特定の判断軸が採用されているというような対応関係には必ずしもない。たとえば、被告人の行為の後に被害者の行為（高速道路への進入行為）及び第三者の轢過行為が介在した類型に関する【12】高速道路進入事件について、平成一五年最高裁決定は、本件被害者が高速道路に進入したことはそれ自体極めて危険な行為ではあるが、被告人から長時間激しく、執うな暴行を受け、被告人らに極度の恐怖感を抱き、必死に逃走を図る過程で被害者が選択した高速道路への進入行為は、「とつさに選択した行動」であり、被告人らの暴行から逃れる方法として「著しく不自然・不相当」であったとはいえない以上、被害者が高速道路に進入して死亡した結果は、被告人らの「暴行に起因するもの」として因

果關係が認められるとした。すなわち、最高裁は、高速道路に進入するという被害者の極めて危険な行為は「被告人らの行為が誘発したもの」という「介入事情の誘発」の判断軸を採用しているのであり、これは、被告人らの行為が直接に被害者の高速道路での轢死を惹起した関係にはないけれども、高速道路への進入という被害者の選択は、「被告人らの行為が誘発したもの」で、「著しく不自然・不相当」な選択とはいえないという事実関係のもとで採用された判断軸である。

しかし、この同じ事案について、別の判断軸、たとえば「結果惹起の危険性」の判断軸に「経験則上の予測可能性」の判断軸を加味した判断手法で説明することも可能である。すなわち、本件被害者が高速道路に進入した行為は、それ自体極めて危険な行為ではあるけれども、被告人らから長時間激しく、かつ執ような暴行を受け、被告人らに極度の恐怖感を抱き、必死に逃走を図る過程で被害者がとつさに選択した行動であつて、その意味で、被告人らの行為はそれ自体は、被告人らから逃れるために高速道路に進入せざるを得ない状況へと被害者を追い込んだ極めて危険な行為であつたのであり、したがつて、被告人らの行為と被害者が高速道路に進入して死亡した結果との間に刑法上の因果関係を認めることができるのであり、また、高速道路に進入するという極めて危険な行為をすれば、高速で走行する自動車に轢過され死亡に至ることは、一般人の経験則上、予測しうる事態であるから、被告人らの行為の後に、被害者が高速道路に進入した行為が介入したからといって、被告人らの行為と被害者が高速道路に進入して死亡した結果との間に存在する刑法上の因果関係が否定されることにはならない、と説明することも可能なのである。また、この事案を、たとえば、「結果原因の形成」の判断軸に「介入事情の誘発」の判断軸を加味した判断手法で説明することも可能である。すなわち、被害者が高速道路へ進入するという行為が被害者死亡の結果発生の重要な原因となっていることは明らかであるところ、被害者が高速道路への進入という逃走経路を選択

し、それ以外の逃走経路を選択しなかったことなどの事情は、被告人らから長時間激しく、かつ執ような暴行を受け、被告人らに極度の恐怖感を抱き、必死に逃走を図ろうとした本件被害者の現に置かれた状況からみてやむにやまれない選択であり、被告人らの暴行に起因するものとして刑法上の因果関係が認められるのであり、被害者が自ら高速道路に進入した行為を選択したからといって、それはいわば被告人らが自ら誘発したものであるから、被告人らの行為と被害者が高速道路に進入して死亡した結果との間に存在する刑法上の因果関係を否定することにはならない、と説明することも可能なのである。

このような意味で、最高裁は、当該具体的な事案の個別的な事情に応じて、最も説得力のある判断軸を用いて、それらを使い分けているともいえる。しかし、それでも、「危険の現実化」を志向しつつ、「結果惹起の危険性」の判断軸を基本にして刑法上の因果関係を判断している現在の判例の傾向は、因果関係判断の起点としては妥当な判断手法を採るものと評価できよう。しかし、問題は、実行行為の有する危険性の質・量が現に当該犯罪結果に現実化したことをどのように確認するのか、という「危険の現実化」の確認方法である。

すでに考察したように、「因果関係の中断」の判断軸では、まずは積極的な因果関係の判断として、条件関係に基づいた広い因果関係の認定を行い、次に消極的な因果関係の判断として、中断理論の適用の有無を検討し、妥当な範囲に限定するという判断構造が採られている。条件関係を前提とした「因果関係の中断」の判断軸は、戦後の最高裁もこれを積極的に採用しなくなったことから明らかなように、必ずしも説得力があるわけではなく、その点で妥当とはいえない判断手法ではある。その点は一応措くにしても、そうした「積極的な認定」の後に「消極的な認定」をすることで因果関係の判断を確定していく手法が実務に適合的であるのならば、因果関係の判断においても、こうした「積極的認定・消極的認定」、「存在認定・除外認定」の判断手法を採ることにはそれなりの合理性

があるともいえる。

現在の最高裁判例が採る判断軸を前提にして、こうした「積極的認定・消極的認定」、「存在認定・除外認定」の判断手法を取り入れようとするならば、被告人の行為について、介在事情と比較考察しながら、「結果惹起の危険性」ないし「結果原因の形成」の判断軸を用いてまずは因果関係の積極的な認定を行い、次に、介在事情について、各事案の個別事情に応じて、「経験則上の予測可能性」、「介在事情の誘発」等の判断軸を単一もしくは複数用いて、被告人の行為と結果との間の因果関係を確定していくという判断手法を採るのが現実的であろうし、ある程度の説得力をもつものと考えられる。しかし、この判断手法も、「結果惹起の危険性」・「結果原因の形成」の判断軸に重心をおいた判断手法であるため、被告人の実行行為のもつ危険性が「当該結果に実現したこと」を確認するにはやはり限界がある手法であることを意識すべきであろう。

結局、因果関係の判断においては、因果の過程に即して経時的に判断し、しかも、科学主義を徹底していくことがこそが刑法解釈学の進むべき途であろうと考える。

- (1) 【10】大阪南港事件・最決平成二・一一・二〇刑集四四・八・八三七、判時一三六八・一五三、判タ七四四・八四。
- (2) 【11】夜間潜水講習事件・最決平成四・一二・一七刑集四六・九・六八三、判時一四五一・一六〇、判タ八一四・二二八。
- (3) 大谷直人『最高裁判所判例解説刑事篇平成二年度』（一九九二年）二四一頁（初出は、法曹時報四四卷四号（一九九二年）一三五頁以下）。
- (4) 大谷直人『最高裁時の判例IV刑事法編』（二〇〇四年）二七頁（初出は、ジュリスト九七四号（一九九一年）五八頁以下）。
- (5) 大谷直人・前掲注（3）文献・二四一頁。
- (6) 井田良『犯罪論の現在と目的的行為論』（一九九五年）七九頁以下（初出は、慶応大学・法学研究六四卷一一号（一九九一年）一頁以下）参照。

- (7) 大谷直人・前掲注(4)文獻・二七頁参照。
- (8) 前田巖『最高裁判所判例解説刑事篇平成一六年度』(二〇〇七年)一四四〜一四五頁(初出は、法曹時報五九卷三号(二〇〇七年)二八二頁以下)参照。さらに、前田巖『最高裁時の判例V』(二〇〇七年)二八一頁(初出は、ジュリスト一二七三号(二〇〇四年)一七一頁以下)参照。
- (9) 葛原力三「相当因果関係」法学教室二〇二号(一九九七年)六〜七頁参照。
- (10) 林陽一『刑法における因果関係理論』(二〇〇〇年)三二二頁以下(初出は、刑法雜誌三七卷三号(一九九八年)五六頁以下)参照。
- (11) 卷末の「参考資料02」大審院・最高裁の判例及び評釈文獻は、判決年月日の古い順に掲記し、併せて評釈文獻も示した。
- (12) 【02】神水塗布事件・大判大正一二・七・一四刑集二・六五八。
- (13) 大審院・最高裁の主な判例の概況を示した表を、卷末の「参考資料01」判例の概況」として掲記した。
- (14) 【03】水中飛び込み死事件・大判昭和二・九・九刑集六・三四三。
- (15) 【04】被害者投げ込み事件・大判昭和五・一〇・二五刑集九・七六一。
- (16) 【01】砂未吸引事件・大判大正一二・四・三〇刑集二・三七八。
- (17) 【05】桜木町事件・最決昭和三五・四・一五刑集一四・五・五九一。
- (18) 【06】米兵轢き逃げ事件・最決昭和四二・一〇・二四刑集二一・八・一一一六、判時五〇一・一〇四、判タ二二四・一九八。
- (19) 海老原震一『最高裁判所判例解説刑事篇昭和四二年度』(一九六八年)二八六〜二八七頁(初出は、法曹時報二〇卷二号(一九六八年)一九六頁以下)参照。また、海老原震一・ジュリスト三八七号(一九六七年)九〇頁参照。
- (20) 二〇一〇年(平成二二年)六月五日・六日、東北大学で開催された「刑法学会第八八回大会」のワークショップ「因果関係・客観的帰属論の新展開」において、実務家から、【06】米兵轢き逃げ事件・昭和四二年最高裁決定はきわめて特異な判例で、この事案が現在の最高裁で扱われたら、因果関係は肯定されるであろうという趣旨の発言がなされ、会場から特にそれに対する異論が出されなかった。しかし、私見は、そうした認識には疑問を持っている。
- (21) 【07】熊誤射事件・最決昭和五三・三・二二刑集三二・二・三八一、判時八八五・一七二、判タ三六二・二二六。
- (22) 平野龍一氏は、架空の例として、「AがXを高いビルディングの上から突き落としたが、Bはとなりのビルディングの窓から、

落ちてゆくXを銃で撃ち、Xは地上に落ちる前に死んだという場合」、「Bの行為は相当性の判断の範囲をこえるものであり、そのために、Xは早く死んだのであるから、Aの行為は殺人未遂だということになるかもしれない」が、しかし、「Bの行為がなかったとしても、Xはまもなく死んだであろうという場合には、その介入事実が条件関係のあるものであるかぎり既遂を認めてよいと思われる」(平野龍一『犯罪論の諸問題上巻』(一九八一年)四二頁)と論述しており、同じ問題意識が表れている。

(23) 【08】池転倒死事件・最決昭和五九・七・六刑集三八・八・二七九三、判時一二二八・一四九、判タ五三七・一三四。

(24) 【10】大阪南港事件・最決平成二・一一・二〇前掲注(1)参照。

(25) 大谷直人・前掲注(4)文献・二七頁、大谷直人・前掲注(3)文献・二四一頁参照。

(26) 【11】夜間潜水講習事件・最決平成四・一二・一七前掲注(2)参照。

(27) 【12】高速道路進入事件・最決平成一五・七・一六刑集五七・七・九五〇、判時一八三七・一五九、判タ一一三四・一八三。

(28) 山口雅高『最高裁判所判例解説刑事篇平成一五年度』(二〇〇六年)四一八〜四二〇頁(初出は、法曹時報五八巻三号(二〇〇六年)三六六頁以下)参照。また、山口雅高『最高裁判所の判例V』(二〇〇七年)二七八〜二七九頁(初出は、ジュリスト二二

五八号(二〇〇三年)一七七頁以下)参照。

(29) 【14】高速道路停車追突事件・最決平成一六・一〇・一九刑集五八・七・六四五、判時一八七九・一五〇、判タ一一六九・一五一。

(30) 【09】柔道整備師事件・最決昭和六三・五・一一刑集四二・五・八〇七、判時一二七七・一五九、判タ六六八・一三四。

(31) 永井敏雄『最高裁判所判例解説刑事篇昭和六三年度』(一九九一年)二七四頁(初出は、法曹時報四一巻一〇号(一九八九年)二七九頁以下)。また、永井敏雄・ジュリスト九一四号(一九八八年)一三一〜一三三頁参照。曾根威彦・判例評論三六〇号(判例時報一二九四号)(一九八九年)五六頁参照。

(32) 曾根威彦・前掲注(31)文献・五六頁参照。

(33) 【11】夜間潜水講習事件・最決平成四・一二・一七前掲注(2)参照。

(34) 「結果惹起の危険性」判断軸の項を参照願いたい。

(35) 「結果惹起の危険性」判断軸の項を参照願いたい。

(36) 先に引用した決定要旨と同じであるが、傍線部に注目して欲しいのであえて再録する。

- (37) 井上弘通『最高裁判所判例解説刑事篇平成四年度』（一九九四年）二三四～二二五頁（初出は、法曹時報四六卷一一号（一九九四年）一八八頁以下）、井上弘通・ジュリスト一〇二五号（一九九三年）九〇頁参照。
- (38) 山中敬一『刑法における客観的帰属の理論』（一九九七年）四五頁、山中敬一『刑法総論』（第二版・二〇〇八年）二九一頁参照。
- (39) 井上弘通『最高裁判所判例解説刑事篇平成四年度』（一九九四年）二四三頁（初出は、法曹時報四六卷一一号（一九九四年）一八八頁以下）、井上弘通『最高裁判所の判例IV刑事法編』（二〇〇四年）三〇頁（初出は、ジュリスト一〇二五号（一九九三年）三八頁以下）参照。
- (40) 植田博『平成五年度重要判例解説』（一九九四年）一六七頁参照。
- (41) 【13】被害者不養生事件・最決平成一六・二・一七刑集五八・二・一六九、判時一八五四・一五八、判タ一一四八・一八八。
- (42) 前田巖・前掲注(8)文献『最高裁判所判例解説刑事篇平成一六年度』一四二～一四三頁参照。また、前田巖・前掲注(8)文献『最高裁判所の判例V』二八一頁参照。
- (43) 前田巖・前掲注(8)文献『最高裁判所判例解説刑事篇平成一六年度』一四一頁参照。
- (44) 前田巖・前掲注(8)文献『最高裁判所判例解説刑事篇平成一六年度』一四七～一四八頁参照。
- (45) 【14】高速道路路停車追突事件・最決平成一六・一〇・一九前掲注(29)参照。
- (46) 「結果惹起の危険性」判断軸の項を参照願いたい。
- (47) 「結果惹起の危険性」判断軸の項を参照願いたい。
- (48) 先に引用した決定要旨と同じであるが、傍線部に注目して欲しいのであえて再録する。
- (49) 上田哲『最高裁判所判例解説刑事篇平成一六年度』（二〇〇七年）四七八頁（初出は、法曹時報五九卷七号（二〇〇七年）二五八以下）参照。また、上田哲『最高裁判所の判例V』（二〇〇七年）二八三頁（初出は、ジュリスト一二九九号（二〇〇五年）六一頁以下）参照。
- (50) 上田哲・前掲注(49)文献『最高裁判所の判例V』二八三頁、上田哲・前掲注(49)文献『最高裁判所判例解説刑事篇平成一六年度』（四七八頁、二五八頁以下）参照。
- (51) 【15】トランク内死亡事件・最決平成一八・三・二七刑集六〇・三・三八二、判時一九三〇・一七二、判タ一二〇九・九八。

(52) 多和田隆史『最高裁判所判例解説刑事事篇平成一八年度』(二〇〇九年)二三二～二三四頁(初出は、法曹時報六一卷八号(二〇〇九年)二〇二頁以下)参照。また、多和田隆史『最高裁判所の判例VI』(二〇一〇年)二六九頁(初出は、ジュリスト一三三三号(二〇〇七年)一二二頁以下)参照。なお、多和田氏は、「本件事案は、道路上に停車中の自動車後部トランク内で人を監禁するという常軌を逸した行為の危険性が問題とされたものであり、それとは異なる通常の乗車形態での監禁の場合においても、同様に考えるべきかは議論の余地のあるところであろう。」(多和田隆史・前掲『最高裁判所判例解説刑事事篇平成一八年度』二三五頁)とされている。

参考資料01 判例の概況

番号	事件名	罪名	判決年月日	行為後の介在事情	判断基軸（基本）	判断基軸（補強）
【01】	砂未吸引事件	殺人	大判大正一二・四・三〇	被告人自身の故意による遺棄行為	条件関係	社会生活上の普通観念
【02】	神水塗布事件	傷害	大判大正一二・七・一四	被害者自身の「神水」塗布の治療行為	条件関係	中断理論の適用排除
【03】	水中飛び込み死事件	傷害致死	大判昭和二・九・九	被害者自身の水中投入行為	条件関係	中断理論の適用排除
【04】	被害者投げ込み事件	傷害致死	大判昭和五・一〇・二五	第三者の故意による川への投入行為	条件関係	中断理論の適用排除
【05】	桜木町事件	業務上過失致死傷	最決昭和三五・四・一五	第三者の過失による行為	経験則上の予測可能性	
【06】	米兵轢き逃げ事件	業務上過失致死	最決昭和四二・一〇・二四	同乗者の故意による引き降ろし行為	条件関係 経験則上の予測可能性	社会通念上の妥当性
【07】	熊誤射事件	業務上過失致傷	最決昭和五三・三・二二	被告人自身の故意による殺人行為	経験則上の予測可能性 因果関係の断絶	
【08】	池転倒死事件	傷害致死	最決昭和五九・七・六	被害者自身の転倒・打撲行為	因果関係の断絶 結果原因の形成	（介在事情の誘発）
【09】	柔道整復師事件	業務上過失致死	最決昭和六三・五・一一	被害者自身の落ち度ある行為	相当因果関係 結果原因の形成 結果惹起の危険性	（介在事情の誘発）

【15】			【14】			【13】			【12】			【11】			【10】		
トランク内死亡事件			高速道路路停車追突事件			被害者不養生事件			高速道路路進入事件			夜間潜水講習事件			大阪南港事件		
逮捕監禁致死			業務上過失致死傷			傷害致死			傷害致死			業務上過失致死			傷害致死		
控訴審判決	第一審判決	最決平成一八・三・二七	控訴審判決	第一審判決	最決平成一六・一〇・一九	控訴審判決	最決平成一六・二・一七	控訴審判決	第一審判決	最決平成一五・七・一六	控訴審判決	最決平成四・一二・一七	控訴審判決	第一審判決	最決平成二・一一・二〇	控訴審判決	第一審判決
第三者の過失による行為			第三者の過失等による行動			被害者自身の不適切な行為			被害者自身の高速道路への進入行為			被害者・講習補助者の不適切な行動			第三者の故意による傷害行為		
経験則上の予測可能性	結果惹起の危険性	結果惹起の危険性	条件関係	結果惹起の危険性	結果惹起の危険性	結果原因の形成	結果惹起の危険性	経験則上の予測可能性	経験則上の予測可能性	介在事情の誘発	結果原因の形成	結果惹起の危険性	結果原因の形成	結果原因の形成	結果原因の形成	介在事情の誘発	注意義務違反否定
経験則上の予測可能性	性(経験則上の予測可能性)	性(経験則上の予測可能性)	経験則上の予測可能性	経験則上の予測可能性	経験則上の予測可能性	介在事情の誘発+経験則上の予測可能性	介在事情の誘発	経験則上の予測可能性				介在事情の誘発	介在事情の誘発				

△参考資料02▽ 大審院・最高裁の判例及び評釈文献

- 印…一個の基軸を用いた判例
- ◎印…二個の基軸を用いた判例

△戦前の大審院判例▽

- 【01】 大判大正一二・四・三〇刑集二・三七八（砂末吸引事件）
大谷實『刑法判例百選Ⅰ総論』（第二版・一九八四年）四六～四七頁
- 井田良『刑法判例百選Ⅰ総論』（第三版・一九九一年）三四～三五頁
- 井田良『刑法判例百選Ⅰ総論』（第四版・一九九七年）三二～三三頁
- 高山佳奈子『刑法判例百選Ⅰ総論』（第五版・二〇〇三年）三〇～三一頁
- 葛原力三『刑法判例百選Ⅰ総論』（第六版・二〇〇八年）三四～三五頁

- 【02】 大判大正一二・七・一四刑集二・六五八（神水塗布事件）

- 【03】 大判昭和二・九・九刑集六・三四三（水中飛び込み死事件）

- 【04】 大判昭和五・一〇・二五刑集九・七六一（被害者投げ込み事件）

△戦後の最高裁判例▽

- 【05】 最決昭和三五・四・一五刑集一四・五・五九一（桜木町事件）
田原義衛・ジュリスト二〇三号（一九六〇年）七一～七四頁
- 田原義衛・法曹時報一二巻六号（一九六〇年）一三九～一四七頁（田原義衛『最高裁判所判例解説刑事篇昭和三五年度』（一九

七三年) 一四九～一五九頁に所収)

- 八木國之・中央大学・法学新報六八卷八号(一九六一年) 七六～八六頁
- 真鍋正一・京都大学・法学論叢六九卷二号(一九六一年) 一〇六～一一七頁
- 内田文昭・ジュリスト三〇七の二号(一九六四年) 二四～二五頁
- 八木國之『交通事故判例百選』(一九六八年) 二三八～三九九頁
- 内田文昭『刑法判例百選』(新版・一九七〇年) 二六～二七頁
- 八木國之『交通事故判例百選』(第二版・一九七五年) 二六二～二六三頁
- 中野次雄・警察研究四七卷八号(一九七六年) 六〇～六八頁

〇【06】

最決昭和四二・一〇・二四刑集二・八・一一一六、判時五〇一・一〇四、判夕二二四・一九八(米兵轢き逃げ事件)

海老原震一・ジュリスト三八七号(一九六七年) 九〇頁

海老原震一・法曹時報二〇卷二号(一九六八年) 一九六～二〇四頁(海老原震一『最高裁判所判例解説刑事篇昭和四二年度』(一九六八年) 二八〇～二九一頁に所収)

田村達美・捜査研究一七卷一号(一九六八年) 三七～四三頁

大塚仁・判例評論一一七号(判例時報五二八号)(一九六八年) 四六～四八頁

石原明・京都大学・法学論叢八三卷四号(一九六八年) 八七～九四頁

中山研一『交通事故判例百選』(一九六八年) 一九八～一九九頁

中山研一『刑法判例百選』(新版・一九七〇年) 二四～二五頁

町野朔・警察研究四一卷二号(一九七〇年) 一〇九～一一八頁

豊田健・慶応大学・法学研究四四卷七号(一九七一年) 一一六～一二三頁

石堂功卓『刑法の判例』(第二版・一九七三年) 一四～一八頁

中山研一『刑法判例百選Ⅰ総論』(一九七八年) 四八～四九頁

中山研一『刑法判例百選Ⅰ総論』(第二版・一九八四年) 四二～四三頁

刑事判例研究会・捜査研究三八卷一、二号（一九八九年）八九頁

名和鐵郎『刑法判例百選Ⅰ総論』（第三版・一九九一年）三〇～三一頁

名和鐵郎『刑法判例百選Ⅰ総論』（第四版・一九九七年）二六～二七頁

塩谷毅『刑法判例百選Ⅰ総論』（第五版・二〇〇三年）二四～二五頁

小森田恵樹『刑事事実認定重要判決五〇選（上）』（二〇〇五年）四一～五一頁

大沼邦弘『刑法判例百選Ⅰ総論』（第六版・二〇〇八年）二六～二七頁

○【07】 最決昭和五三・三・二二刑集三三・二・三八一、判時八八五・一七二、判タ三六二・二二六（熊誤射事件）

磯邊衛・法曹時報三四卷一号（一九八二年）二六八～二七三頁（磯邊衛『最高裁判所判例解説刑事篇昭和五三年度』（一九八二

年）一一三～一一七頁に所収）

山火正則・警察研究五五卷二号（一九八四年）八二～八九頁

山中敬一『刑法判例百選Ⅰ総論』（第三版・一九九一年）二八～二九頁

川端博『刑法判例演習教室』（一九九五年）一二六～一二八頁

山中敬一『刑法判例百選Ⅰ総論』（第四版・一九九七年）二四～二五頁

島田聡一郎『刑法判例百選Ⅰ総論』（第五版・二〇〇三年）二二～二三頁

樋口亮介『刑法判例百選Ⅰ総論』（第六版・二〇〇八年）二二～二三頁

○【08】 最決昭和五九・七・六刑集三八・八・二七九三、判時一二二八・一四九、判タ五三七・一三四（池転倒死事件）

松浦繁・ジュリスト八三一号（一九八五年）七二頁

松浦繁・法曹時報三九卷八号（一九八七年）一五九～一六七頁（松浦繁『最高裁判所判例解説刑事篇昭和五九年度』（一九八八

年）三六五～三七三頁に所収）

山本光英・中央大学・法学新報九六卷六号（一九九〇年）二二九～二四三頁

木村静子・警察研究六二卷四号（一九九一年）三五～四二頁

○【09】 最決昭和六三・五・一一刑集四二・五・八〇七、判時一二七七・一五九、判タ六六八・一三四（柔道整備師事件）

永井敏雄・ジュリスト九一四号（一九八八年）一三一〜一三三頁

大谷實・法学セミナー三三卷一〇号（一九八八年）一一四頁

林陽一・法学教室九七号（一九八八年）八四〜八五頁

曾根威彦・判例評論三六〇号（判例時報一二九四号）（一九八九年）五三〜五六頁

林陽一・判例セレクト一九八八（法学教室一〇一号別冊付録）（一九八九年）二八頁

内田文昭『昭和六三年度重要判例解説』（一九八九年）一四一〜一四二頁

鈴木晃・中京大学・中京法学二三卷二・三・四号（一九八九年）一五七〜一六四頁

永井敏雄・法曹時報四一巻一〇号（一九八九年）二七九〜三〇二頁（永井敏雄『最高裁判所判例解説刑事篇昭和六三年度』（一九九一年）二五六〜二七八頁に所収）

九一年）二五六〜二七八頁に所収

臼木豊・警察研究六一巻一号（一九九〇年）四八〜五八頁

斎藤信治・『刑法判例百選Ⅰ総論』（第三版・一九九一年）二六〜二七頁

奥村正雄・同志社大学・同志社法学四二巻五号（一九九一年）一〇四〜一二八頁

佐久間修『医療過誤判例百選』（第二版・一九九六年）二二〇〜二二二頁

井上祐司・名古屋経済大学・企業法研究一〇号（一九九八年）六三〜八二頁

○【10】 最決平成二・一一・二〇刑集四四・八・八三七、判時一三六八・一五三、判タ七四四・八四（大阪南港事件）

大谷直人・ジュリスト九七四号（一九九一年）五八〜五九頁（大谷直人『最高裁時の判例Ⅳ刑事法編』（二〇〇四年）二五〜二七頁に所収）

七頁に所収

曾根威彦・法学セミナー三六巻五号（一九九一年）一二二頁

井田良・法学教室一二八号（一九九一年）九〇〜九二頁

伊東研祐・判例評論三九一号（判例時報一三八八号）（一九九一年）二二三〜二二六頁

山中敬一『平成二年度重要判例解説』（一九九一年）一四二〜一四三頁

林陽一・判例セレクト一九九一（法学教室一三八号別冊付録）（一九九二年）三一頁

大谷直人・法曹時報四四卷四号（一九九二年）一三五～一四九頁（大谷直人『最高裁判所判例解説刑事篇平成二年度』（一九九二年）二二二～二四六頁に所収）

山口厚・警察研究六四卷一号（一九九三年）四三～五三頁

山本光英・中央大学・法学新報九九卷七・八号（一九九三年）二五五～二六五頁

斎藤信治『刑法判例百選Ⅰ総論』（第四版・一九九七年）三〇～三一頁

高部道彦・研修五八七号（一九九七年）五九～六〇頁

清水晴生・東北大学・法学六六卷三号（二〇〇二年）一〇〇～一〇八頁

松宮孝明『刑法判例百選Ⅰ総論』（第五版・二〇〇三年）二八～二九頁

中森喜彦『刑法判例百選Ⅰ総論』（第六版・二〇〇八年）三二～三三頁

◎【11】

最決平成四・一二・一七刑集四六・九・六八三、判時一四五・一六〇、判タ八一四・一二八（夜間潜水講習事件）

井上弘通・ジュリスト一〇二五号（一九九三年）八八～九〇頁（井上弘通『最高裁時の判例Ⅳ刑事法編』（二〇〇四年）二八

～三〇頁に所収）

塩見淳・法学教室一五七号（一九九三年）九四～九五頁

山中敬一・法学セミナー三八卷一二号（一九九三年）五三頁

井田良・判例セレクト一九九三（法学教室一六二号別冊付録）（一九九四年）三二頁

植田博『平成五年度重要判例解説』（一九九四年）一六六～一六八頁

山本光英・中央大学・法学新報一〇〇巻七・八号（一九九四年）二八七～三〇六頁

井上弘通・法曹時報四六卷一一号（一九九四年）一八八～二七頁（井上弘通『最高裁判所判例解説刑事篇平成四年度』（一九九四年）二〇五～二四四頁に所収）

林陽一『刑法判例百選Ⅰ総論』（第四版・一九九七年）二八～二九頁

深町晋也・ジュリスト一一八二号（二〇〇〇年）九七～一〇〇頁

鈴木左斗志『刑法判例百選Ⅰ総論』（第五版・二〇〇三年）二六～二七頁
曾根威彦『刑法判例百選Ⅰ総論』（第六版・二〇〇八年）二八～二九頁

○【12】

最決平成一五・七・一六刑集五七・七・九五〇、判時一八三七・一五九、判タ一一三四・一八三（高速道路進入事件）
山口雅高・ジュリスト一二五八号（二〇〇三年）一七七～一七八頁（山口雅高『最高裁時の判例Ⅴ』（二〇〇七年）二七八～二

七九頁に所収）

豊田兼彦・法学セミナー四九卷一号（二〇〇四年）一二四頁

深町晋也・法学教室二八一号（二〇〇四年）一四八～一四九頁

曾根威彦『平成一五年度重要判例解説』（二〇〇四年）一五六～一五八頁

大場亮太郎・警察学論集五七卷六号（二〇〇四年）一六七～一七六頁

村木保久・中央大学・法学新報一一一巻五・六号（二〇〇五年）三五七～三八一頁

内田博文・判例評論五六〇号（判例時報一九〇〇号）（二〇〇五年）一二七～一三〇頁

小坂敏幸『刑事事実認定重要判決五〇選（上）』（二〇〇五年）三一～四一頁

辰井聡子・ジュリスト一三〇六号（二〇〇六年）一八八～一九一頁

山口雅高・法曹時報五八卷三号（二〇〇六年）三六六～三八九頁（山口雅高『最高裁判所判例解説刑事篇平成一五年度』（二〇〇

〇六年）四〇七～四三〇頁に所収）

高橋則夫『刑法判例百選Ⅰ総論』（第六版・二〇〇八年）二四～二五頁

○【13】

最決平成一六・二・一七刑集五八・二・一六九、判時一八五四・一五八、判タ一一四八・一八八（被害者不養生事件）
山田裕樹子・警察公論五九卷六号（二〇〇四年）六五～七〇頁

前田巖・ジュリスト一二七三三号（二〇〇四年）一七一～一二二頁（前田巖『最高裁時の判例Ⅴ』（二〇〇七年）二八〇～二八一頁に所収）

豊田兼彦・法学セミナー四九卷九号（二〇〇四年）一一三頁

大谷晃大・研修六七四号（二〇〇四年）一五〇二八頁

島田聡一郎・ジュリスト一三一〇号（二〇〇六年）一七一〇一七五頁

林陽一『平成一六年度重要判例解説』（二〇〇五年）一五一〇一五二頁

平澤修・中央学院大学・社会システム研究所紀要五巻二号（二〇〇五年）二四五〇二五〇頁

前田巖・法曹時報五九巻三号（二〇〇七年）二八一〇三七頁（前田巖『最高裁判所判例解説刑事篇平成一六年度』（二〇〇七年）一二八〇一五四頁に所収）

辰井聡子・判例セレクト二〇〇四（法学教室二九四号別冊付録）（二〇〇五年）三〇頁
加藤正明・甲南大学・甲南法学四七巻四号（二〇〇七年）一〇七〇一二〇頁

◎【14】 最決平成一六・一〇・一九刑集五八・七・六四五、判時一八七九・一五〇、判タ一一六九・一五一（高速道路停車追突事件）

豊田兼彦・法学セミナー五〇巻一号（二〇〇五年）一二二頁

大塚裕史・法学教室三〇〇号（二〇〇五年）一七八〇一七九頁

上田哲・ジュリスト一二九九号（二〇〇五年）一六一〇一六二頁（上田哲『最高裁時の判例V』（二〇〇七年）二八二〇二八三頁に所収）

伊東研祐・刑事法ジャーナル一号（二〇〇五年）一六〇〇一六四頁

山中敬一『平成一六年度重要判例解説』（二〇〇五年）一五三〇一五四頁

松宮孝明・判例評論五七一号（判例時報一九三四号）（二〇〇六年）二二〇〇二四頁

杉本一敏・判例セレクト二〇〇五（法学教室三〇六号別冊付録）（二〇〇六年）二九頁

深町晋也・ジュリスト一三四七号（二〇〇七年）七八〇八二頁

上田哲・法曹時報五九巻七号（二〇〇七年）二五八〇三三頁（上田哲『最高裁判所判例解説刑事篇平成一六年度』（二〇〇七年）四五四〇四九頁に所収）

◎【15】 最決平成一八・三・二七刑集六〇・三・三八二、判時一九三〇・一七二、判タ二二〇九・九八（トランク内死亡事件）

